

第 3 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

9 月 21 日

平成23年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年9月21日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成23年9月21日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成23年9月21日 午後4時52分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	宮 里 清之助	7 番	宮 里 祐 司
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸
	教 育 長	仲 地 勇	産 業 振 興 課 参 事	宮 平 優
	政 策 調 整 監	垣 花 健	会 計 課 長	金 城 英 隆
	総 務 課 長	大 城 直 人	教 育 課 長	宮 村 英 美
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		

平成23年第3回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成23年9月21日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告
2		行政報告
3		会議録署名議員の指名
4		会期の決定
5		一般質問
6		提出議案の説明について（議案第1号～認定第9号まで）
7	認 定 第 1 号	平成22年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について
8	認 定 第 2 号	平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
9	認 定 第 3 号	平成22年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
10	認 定 第 4 号	平成22年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
11	認 定 第 5 号	平成22年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	認 定 第 6 号	平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	認 定 第 7 号	平成22年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
14	認 定 第 8 号	平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
15	認 定 第 9 号	平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成23年第3回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成23年6月17日～9月21日まで

6月19日	座間味小中運動会
6月23日	沖縄県全戦没者追悼式
7月 6日	宮城恒彦氏叙勲受章祝賀会
7月 8日	東日本大震災被災地視察訪問（岩手県、宮城県）
7月11日	離島六村議会運営協議会（南大東村）
7月15日	県産品優先使用の要請行動隊来村
7月27日	南部地区市町村議会議長会行政視察（北大東村）
7月29日	県農林水産部と南部地区市町村との行政懇談会（ハーバービューホテル）
9月 3日	第12回サバニ帆漕レース前夜祭
9月15日	全員協議会
9月21日	第3回定例議会開会

日程第2．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょう、あした、よろしく願いいたします。それでは平成23年第3回座間味村議会行政報告を行います。平成23年第2回座間味村議会6月定例会、これは6月17日以降の主な事項について行政報告をいたします。お手元にお配りした内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

行 政 報 告

平成23年9月21日

平成23年	6月17日	埼玉県 西武台高等学校離村式
	〃	県離島航路確保維持協議会
	18日	大辻内閣府沖縄振興局長来訪表敬
	19日	座間味校運動会
	23日	沖縄戦没者追悼式
	29日	第13期(株)21ざまみ定期株主総会
	〃	沖縄総合通信事務所長来訪表敬
	7月 1日	喜屋武教育委員委嘱状交付

7月	2日	第34回座間味ヨットレース
	3日	阿嘉校運動会
	4日	名護市立大北小学校 離島体験交流事業 入村式
	5日	南部市町村会 定期総会
	〃	(財) 南部振興会 評議員会
	6日	宮城恒彦先生激励会
	8日	離島海運振興 取締役会
	11日	大辻内閣府沖縄振興局長等との意見交換
	13日	町村会主催村長視察研修・定例総会 (竹富町・石垣市・与那国町)
	14日	第13回座間味村少年の主張大会 (村長挨拶政策調整監代読)
	19日	自民党県議団来訪表敬・村概要説明
	20日	自民党県議団視察 (阿嘉視察含む)
	〃	沖総局勝山運輸部長来訪表敬 (阿嘉視察先行)
	21日	(株)OCC自治体営業本部長来訪表敬
	〃	環境省沖縄事務所所長来訪表敬
	〃	県企業局職員来訪表敬
	26日	町村土地開発公社理事会
	〃	地域振興対策協議会総会
	〃	国民健康保険団体連合会総会
	〃	介護保険広域連合運営会議
	〃	暴力団排除条例等説明会
	27日	消防指令施設運営協議会設立総会
	29日	なんぶトリムマラソン大会実行委員会総会
	〃	県農林水産部との行政懇談会
8月	1日	町村会主催視察研修 (東日本大震災被災地: 宮城県・岩手県・福島県) ~ 4日
	5日	第2回消防広域化推進協議会
	〃	新たな計画における「離島の交通施策」意見交換
	8日	名護がじゅまる自然学校三浦氏来訪表敬
	〃	嬬恋村長・教育長夕食交流会
	9日	嬬恋交流学習事業 歓迎会 (慶留間校)
	10日	南部家畜市場落成式・祝賀会
	〃	南部広域 臨時議会
	11日	国民新党沖縄振興委員会参加 (国民新党本部)
	〃	一括交付金意見交換会 (知事・離島首長)
	16日	渡嘉敷村役場新庁舎落成式典
	17日	サバニ帆漕レース協賛依頼 (スポンサーへの挨拶)
	〃	沖縄振興局朝比奈参事官来訪表敬 (政策調整監対応)
	〃	福島県被災地の子ら訪問 (阿真キャンプ場)
	18日	那覇・南風原環境施設組合来訪表敬

8月18日	小嶺前渡嘉敷村長来訪表敬
〃	環境省那覇自然環境事務所長来訪表敬
19日	沖縄ウコン堂 仲程氏来訪表敬
20日	ざまみ島祭り
23日	平成22年度決算報告（会計管理者から村長へ）
〃	東日本大震災被災地報告会（全職員対象）
〃	沖縄偕生会 安里政晃氏来訪表敬
31日	観光コンベンションビューロー安里会長 意見交換
〃	環境省沖縄事務所長ケラマ鹿対策 意見交換
9月 1日	新たな計画の基本的考え方 意見交換会
2日	サバニ台湾チーム（クレージードッグ）来訪表敬
3日	ビーチクリーン
4日	サバニ帆漕レース
〃	サバニ帆漕レース表彰式
5日	県文化・観光スポーツ部スポーツ振興課長 意見交換
6日	農業委員会当選証書交付式
〃	県市町村課比嘉副参事来訪表敬・村財政意見交換
7日	県交通政策課砂川副参事来訪表敬・離島航路施策意見交換
8日	OCVB安里繁信会長激励会
9日	県企画部謝花統括官一括交付金制度説明会及び意見交換
13日	阿嘉区海御願参加
19日	3島敬老会

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで、村長の行政報告は終わりました。

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 宮里清之助議員及び7番 宮里祐司議員を指名します。

日程第4．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月21日から9月22日までの2日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から9月22日までの2日間と決定しました。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者・答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

9月定例議会、一般質問トップバッターで質問をさせていただきたいと思いますが、初めの質問になるんですが、お墓問題ということで、厳かに質問を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

私はこれまで産業関係の一般質問だとか、あと教育関係。そういう質問を主にさせていただいたのですが、今回、誰しもやがては迎える死とその後の問題。グソーでの生活基盤となる家すなわちお墓問題について取り上げさせていただいております。それでは各区における仮墓の現状と今後の策についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問、各区の仮墓についてお答えいたします。各区における仮墓の設置の状況については承知しております。今後の対策として区長会と相談し、また各区の今現在あります墓地公園の利用も含めて検討していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

現在さまざまな、さまざまと言うか、仮墓が大体どこにあるかというのは把握していると思うんですが、この仮墓が今設置されている場所、実際に墓地法上でいうと、どういうことになりますか。今この仮墓がある場所ですね。それについてお願いします。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

今、仮墓がある状況、今把握できているのは座間味区、そして阿真区、阿嘉区なんですが、ちゃんと把握できているのは座間味区のほうなんですが、座間味区の場合は港湾の埋立区域に入っているのではないかと考えています。また、阿真区においては個人有地ですかね、そういうことになっているのではないかと思います。阿嘉の場合はですね、海浜のそういう岩場のほうに設置されていますのが今の状況です。座間味区のほうが今、仮墓として置かれている個数は大体20個ぐらいですね。阿嘉の場合については、範囲が広がってますね、またアダンの中とか、そういうことでありますから、個数等の確認はできませんでした。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

今の質問の内容、墓地法上で言うとどういうことになるかという質問だったんですが、あまり深くは私も聞きはしないんですが、やはりコンプライアンスといいますか、あと観光地としての景観上とかですね、そういう部分も含めるとあまり思わしくない場所にあるのではないかと、だれしもが思っていることだと思います。先ほど答弁の中でもあったとおり、墓地公園内に仮墓用のスペースを設けられないかという願い、あと陳情が、住民から声がありまして、この件については仮墓をぜひ墓地公園内につくっていただきたいということをお聞きしたいと思うんですが、それについてはどうでしょうか。仮墓のスペースを墓地公園内に確保していただけますか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

各区の墓地公園、今は5カ所ですか。一応整備をしております。今、宮里議員から質問があったように、最近お亡くなりになった人が、どうしても墓地公園ということでありましたが、墓地公園に仮置きするとい

う、まだ検討ですか、されていませんでしたので、今回は遠慮していただいたわけなんですけど、この墓地公園を利用するに当たってもですね、これは販売ということで整備してあります。よって、永代使用权といいますか、それによってやりますので、各区分けをしているものは一応販売になります。仮墓にしても、これからの体裁は使用料になるのか、どういう形になるか、これは話し合いをやっていって決めていかないといけないと思っていますので、設置するかどうかについても、やはり検討が必要だと思っています。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

検討、その答えしかできないのかなとは思っていたんですが、やっていたたけるのかいただけないのか、イエスかノーかなんですね、答えは。きょうは仮墓に入っていらっしゃるたくさんの方々が傍聴にいらしているんですよ。皆様には見えませんが。私はこのまま帰ると、今夜うなされますので、前向きに検討をしていただき、YESかNOかの答えをいただかないと質問を終われません。やがて皆が直面する問題ですよ。それでは村長、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。宮里議員からの御提案、ごもっともだと思っています。墓地法、詳しい説明は控えさせていただきますけれども、簡単に言いますと、昔のように自分たちで自分たちの土地であろうが、自分たちで勝手に墓地をつくることはいけませんよと。公益法人等々がつくる、あるいは行政がつくって墓地公園を整備しつつ、そこに分譲等で新しいお墓をつくらないといけないというのが簡単な墓地法の説明だったと思うんですが、そういう趣旨からいたしましても、仮墓であってもお墓はお墓ということで、やはりこの法律にのっとって私たちが整備をさせていただいた墓地公園の中に、敷地の中にそれを置くのが本来の筋ではないかと考えております。その辺の条件を早目にクリアをして、できるだけ早急にそういう体制がとれるようにさせていただきたいと思いますが、このような回答でよろしいでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。あとはグソーの先輩方がどう判断するかはお任せしたいと思います。観光地として景観の問題もありますし、また人通りが多い場所に設置しておくのもどうかなと思いますので、ぜひ墓地公園内にスペースを設けて、制度設計も含めて行っていただきたいと思います。

もう1点ですが、無縁仏の対応についてお伺いしたいと思います。歴史上に名前を残す人を除いてはですね、私たちは死んだら、いつかその名前も存在も数十年後、数百年後には忘れ去られてしまいます。また子々孫々まで同じ場所に住み続けること、それは理想ではあるんですが、現代社会においては大変困難になってきていると思います。結論から言うと、お墓をつくっても、だれしも無縁仏になる可能性が今後は出てくるのではないかと考えています。そこで、お墓のもう一つの選択肢としてですね、公営の共同墓の建設。いわゆる合葬式ということになるんですが、その建設についてどうお考えになりますでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

無縁仏、特にまだ座間味の場合は事例はないんですが、先ほども話に出ましたけれども渡嘉敷とか、身元を隠して自分でお亡くなりになられる方もいらっしゃるんですけど、それがわからない場合、身元がわからない場合というのは、たしか各自治体で面倒を見ないといけないという話にもなっています。その辺に關しまして、今のところ座間味村におきましては、まだ事例はないんですけど、そういうことも含めて考えますと、1カ所、村の墓地といいますか、合葬するような場所をつくる必要はあるのかなという認識は、ここ数年持っておりますが、その辺はまた改めて検討させていただいて、できるだけ早目にどういう形でつくるのか、あるいは例えば那覇のお寺に預けているという話を聞いたこともありますし、どちらが一番いいのかというのも含めて検討させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

この合葬式ですね、共同墓というのは昨今のいろいろな社会情勢で非常に需要が高まってきていると伺っております。メリットとしては費用が安いということがあります。東京都内でも、例えば一人当たりの共同墓地の費用が大体13万円台から。2人合わせて入られる場合は30万円以内で費用が収まると。非常に費用が安い。もちろんお寺のようにですね、供養とかそういうのはありませんけれども、とにかく費用が安いという部分で非常に需要があると聞いております。旧来の家族制度にとらわれず、死んだ後も、亡くなった後も行き先をみずから選びたいという積極的な考えで、そういう方向性になっていると聞いております。ぜひこの共同墓地、共同墓の建設も前向きに検討を進めていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

何点か一般質問を通告させていただいていますが。一般質問に入る前に、台風15号で開催が危ぶまれていました今議会、予定どおり開催されるということで、いい議論が出来ればと思いますのでよろしくお願ひします。さて、国では民主党の党首が変わり、第一政党である民主党の党首が変わることですから、おのずと総裁が変わりました。新総裁は、名言として「正心誠意」という言葉を述べられました。私たち議会も、それから執行部の皆さん正心誠意で、村づくりに取り組んでいきたいと考えております。

私の一般質問については、これまで初めての事項については要望または提言としてきましたが、同じ事項を二度、三度と伺っておりますので、こういったことは、これからは進捗状況として伺いたいと思います。二、三ある中で、1つ目は要望事項への対応について進捗状況を伺いたいと思います。3つ上げております。まず、農業の支援策について。それから、阿真漁港の整備について。そして、港湾の適正利用について。これはいずれも何度かこの議会で、一般質問、提案もしくは要望として上がっておりますので、今回はその進捗状況について伺います。

まず農業の支援策について。このことについては過去に幾度となく議会では一般質問、区からは要望等があったと思いますが、今回は要点を絞り進捗状況として伺いたいと思います。昨年12月16日の定例議会で、農業の支援策について等の一般質問をいたしました。12月よりも9月のほうがタイムリーだと考え、あえて今回も伺いたいと思います。農業関連の質問がなぜ9月のほうがタイムリーなのかは、御承知の

とおり、本村のみならず、本県の農地、いわゆる露地農業がこの先10月から3月までの半年間がシーズンとされています。これまでの夏の期間、海水浴等、忙しい海の観光シーズンが過ぎて、これからの半年間は島の農地が忙しくなります。草取りから始めて、ある人は畑を焼いたり、耕し、施肥、植え付け、管理、収穫とおじい、おばあちが生き生きする季節です。これはこの島における年間を通した生活リズムなのです。そこで、12月ではシーズン半ばということで、間に合わない場合があるので、あえてシーズン前のこの議会、9月に確認をさせていただきます。伺います。私の言葉の中に担当課長と出てきますけれど、決して名指しはしていませんので、立場立場で考えてお答えをお願いします。

今年度の当初予算に、頑張る地域振興生産奨励金として堆肥や飼料の購入の際の那覇から座間味までの貨物運賃、または島から那覇へ牛やヤギを出荷する際の貨物運賃の補助金が措置されています。その利用状況を伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問、農業の支援についてお答えいたします。平成23年度においては堆肥、そして水産物、家畜の輸送費用を支援することになっておりますが、現在、要綱・制度等の策定がおこなわれている状況にありまして、早い時期に作成して、その運賃等を支援していきたいと思っています。そういうことで支援したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

重ねて申し上げますが、この連休、来る連休が過ぎれば、本当に古座間味、それから西原の農地がせわしく動き出すと思います。私も趣味でやっていますけれども、そのつもりです。先ほどから何回も言っているとおり、9月のこの議会で答弁をもらわないと全然無意味なんですね。新年度に措置された予算、消化はどのようになっているんですか、現在。そしてこの先、堆肥を買うときにどういった手続をすればいいんですか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

先ほどの要綱の策定等がちょっとおこなわれているんですが、実際的には4月からの家畜等の輸送、水産物の油層は実際には行っています。村のほうに言わせれば運賃を、送っているからということで届出等があったのは今3件ほどあります。よって先ほどの、これから言わせれば農産物の堆肥ですか、そういうところの窓口のことでしょうか。そういうことについては農業を育成していくためにも、また農家の方が安心して農業を進めていくためには、どうしても窓口が必要だと考えていますので、窓口の開設に向けて努めていきたいと考えています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

牛やヤギの場合を例にとると、運賃、それは例えばツケをすると公営企業、船舶課のほうに負担になります。かといって、これを毎回自腹で切っていくと、領収書をこっちに持ってくると、大変な大きい金を自分で立てかえる状況になるんですね。そういったのも村民に大きな負担となっているのが現状なんです。そして、これは前回、私が12月に質問して、3月の当初予算に組まれたのを会議録を見ればわかるんですけ

れども、大変すばらしく機敏な措置と言ったんですけれども、実は全然、動いていないんですね。この仕組みが。そして、さっきから言いますように進捗状況を伺うと、先ほどの宮里祐司議員の質問の場合もそうなんですけれども、最後には私たちは詰めが甘くてはいけませんので、どうするんですか、この要綱の整備とか、いつからそういった村の、村民に対する説明、実行。10月1日からできるんですか。そのお答えをいただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

要綱の案も出来上がっていますので、そしてまた住民への周知も10月から実施してやっていきたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ありがとうございます。農業は本当に口では簡単ですけれども、やるのは大変です。先ほど農業の草刈りから収穫までの一年のリズムを少し紹介したんですけれども、その中に一番の問題、焼畑があります。つい先週も西原のほうで、やがてぼやになるところでした。それからサバニレースの日も、阿佐区で本当に火事になるぐらいのぼやがありました。去年の10月には古座間味で大きなぼやがありました。そういった指導も10月から手をつけては間に合いませんので、ぜひ今日から指導も含めてシステムをしっかりさせていただきたいと思います。

2点目に移ります。阿真漁港の整備について、進捗状況です。同じく昨年12月10日の定例議会で、阿真漁港の整備について等、一般質問をいたしました。このことも過去に区の総会や議会において再三取り上げられていますので、あえて質問の内容については申し上げるまでもありませんが、12月議会において当時の担当課長はこう答えております。「阿真港については、港湾、漁港でもなく、村管理、その他の港の位置づけになっております。この前、再三港の改修を県と調整して要請しましたが、実現していません。今後は阿真区の意見を聞きながら、改修の方法について国や県と調整していきたいと思います。」入口に議事録があるので後でご覧下さい。一言一句そのまま写しております。その後の国や県との調整の進捗状況を伺います。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問、阿真港の整備改修についてお答えいたします。阿真港の整備については、これまで港湾、漁港での整備を県と調整し、要望してきましたが実現には至っておりません。今後は別の機関の補助制度等を活用してできないか、調整していく考えであります。そして今、これまで県と整備ができないか、要するに別の補助制度がないかということで県とは一度調整しております。そしてまた、別の機関といたすのは防衛局での施設整備ができないかということで今、担当とは調整していますが、その担当のほうで整備ができるメニューですか、そういうのを探してやりとりをしているところです。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

地元の阿真区等の意見を聞きながらということがあったので、皆さん、阿真区の総会に幹部が行かれたと

思います。その阿真の総会でも県や国へ要望したら、今までうまくいっていない。それで防衛施設局でつくられた港なので、防衛施設局にアタックし直したらどうですか、マニュアル、これも視野に入れたらどうですかということで、この阿真区の初会の資料の後ろに要望書がついております。この話も再三、国や県、防衛施設局等に前向きに検討しますと聞いています。村長も12月議会で答えているのは、「県のほうの、あるいは国のほうの話をさせていただいて、費用対効果あるいは補助率の問題とか、そういうのを踏まえて防衛も視野に入れて、できるだけその中で、どこが早くできるか、その中で改修を行う方向で検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。」と12月議会では答弁しております。村長の考えを伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

これまでの内容に関しましては、産業振興課長がおっしゃったとおりだと思います。ただ、細かい財源内訳、補助率の問題等々もありますし、その辺がしっかりしていないことには、いつからという明言は実際、できないと思います。あと、本村の財政状況も踏まえてということになるとと思いますが、今、私たちは財政早期健全化団体になっておりまして、財政健全化計画を策定しております。その計画に基づいて各種事業をさせていただいておりますので、その状況も踏まえてできるだけ早くと私は発言をさせていただいたつもりでございますが、これからも、この要望に関しては必要性はあると思っておりますので、できるだけ早くやりたいと思いますが、その辺の状況も勘案させていただきながら、あるいは国、県の補助制度等も含めて総合的に判断をさせていただきながら、できるだけ早い時期に整備をさせていただきたいと思ひます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

もちろん財政状況も勘案されなくてははいけません。その中で、例えば3年後、4年後の財政状況も今回の議会に出ると思ひますけれども、そういったのを何年後に織り込むかというのも明確にさせていただきたいと思ひます。12月に述べたのを忘れていないと思ひますけれども、あの港は27年間、一度も改修されずに、浚渫は何度かやっていますよ。一度も改修されずにそのままです。ぜひ皆さん、27年間一度も改修されていないことを重く受けとめていただき、それから10月に私たち議員が沖縄本島で研修があります。全員出ます。ぜひその機会に防衛施設局へ議員全員と一緒に要望してはいかがですか、陳情はいかがですかということをお村長から議会のほうへ発信してみてください。この間、ある集まりがあつて、漁港漁協の人と話し合うことができました。国や県に何回当たっても、ほとんど網目が大きくてかからないそうです。防衛でつくったんだったら防衛へアタックするのが手取り早いと、イエスカノーかはわからないですけれども、そういった話をしていました。ぜひこれも前向きに検討しますではなくて、ぜひ10月中にはアクションを起こしてほしいと思ひます。

3番目の進捗状況について伺ひます。港湾の適正利用について。この件についても過去に何度か一般質問や要望事項で取り上げられていると思ひます。最近においては、去つた3月8日開会の3月定例議会において同僚議員が質問されております。同僚議員の質問ですので、私も身近で聞いていたのでよく覚えております。その質問を抜粋すると、抜粋ですから途中から入ります。「また、係船場所においては、動かずにずっと係船されたままになっている非常に危険と思われがちな船舶も数隻見受けられます。港湾の適正利用として、今後どのような解決策を考えているのでしょうか、お伺ひいたします。」質問に対する担当課長の答弁は、

「使っていない船の係船についてですけれども、これは一応所有者にはどうしますかという伺いを立てていますが、本人は今から検査を受けてまた使いたいという一点張りなものですから、なかなか前に進まないのが現状です。改めて本人にも話をし、もし邪魔でしたら撤去するようにと話は進めてまいりたいと思います。」その後の進捗状況を、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

港湾の適正利用についてお答えいたします。座間味港内における陸揚げ放置船舶及び係留船舶の所有者については、これまで指導を行ってきております。そしてまた、調査もして状況は知っております。使用不能の船舶所有に対して、早目に処分するよう促すとともに、また使用していない係船している船舶についても、速やかに対処するようこれからも指導していきたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

進捗状況を伺っているんですけれども、これからの話はまた同じようなことを繰り返すと思います。西側の船だまりはですね、ちょうど今から10年前の平成13年の台風16号、9月11日テロの日でした。その台風で座間味港内には数隻の船が沈没、または座礁等大きな被害を受けております。西側の防波堤及び船だまりは、その後の対策として港内の静穏度を高めるために改修されております。当該船の係留箇所は西側だけではなく、いい船だまりに係留されておまして、台風時にはとてもいいところなんですね。しかし、船体もかなり傷んでおり、もし台風等の係留中に破損すれば、他の船舶に二次、三次災害等を与えかねません。そして私たち個人同士の話し合いでは、どうしても感情論になりますので、ぜひ行政のほうから早目に処置をいただけますよう、お願いいたしたいと思います。これは実際に交渉はいつから入るというのを、きょうお答えを聞きたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

陸揚げされている放置船等については文書で通知すると。そして港で使わないで係留されている船についても文書で通知いたします。早速議会が終わり次第、そういう船舶の持ち主とは交渉していきたくと思っています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

じゃあ、これも余裕を見て10月から早速取りかかるということでお約束できますね。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

先ほども申し上げたように、議会が終わり次第、10月からでも船主と話し合っていきます。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

大変ありがとうございます。見ていて冷や冷やしてですね、船舶が財産のダイビングサービスというか、漁船もたくさんありますので、ぜひ港湾の適正利用について厳しくしていただきたいと思います。進捗状況についてはこの3点で終わりたいと思います。あと2点あります。

次、水産業の支援について伺います。本村の地産地消及び特産品開発を推進する上で、また観光産業を支える観点から第一次産業は欠かせません。先ほどは本村の第一産業の一角を担う農業の支援についてということでも伺いましたが、本村の水産業の支援についてはどう考えておりますか、執行部の考えを伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

水産業の支援についてお答えいたします。水産業の振興は、村が最重要施策としてこれまで取り組んできましたが、十分ではないところがありました。そこで、村漁業協同組合と連携を図り、漁業者の育成と各種事業の支援を行っていきたくと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

この当初予算、予算編成は皆さんがやっているの、皆さんの方が詳しい思うんですけども、農林水産費の水産業費というのがページの途中からですね、後ろのページの3分の1までしかないんです。いかに水産業が、予算の面でも比率として小さく、そしてこれまでは幾度となく観光支援とか農業支援は議論されてきたんですけども、水産業が議論されていないような気がします。観光産業が低迷する中、ぜひ豊かな資源を持っている本村の水産業の振興。本村の水産業には大きな歴史があります。今からちょうど110年前の1901年（明治34年）に初代村長の松田和三郎が沖縄県内で初めてカツオ漁業を操業しており、立派な歴史があるわけです。また私たち、ここにいるほとんどもそうだと思いますけれども、多くの先人がカツオ漁業に従事し、村の繁栄に尽力されたことは言うまでもありません。周りを海に囲まれた我が村にとって、過去から現代、そして未来へと水産業は切っても切れない産業だと思います。ぜひ関係者と議論を重ねて、今何をやるべきか、そしてビジョンを持って水産業を支援していただきたいと思います。村長、一言考えを伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。特に漁業に関しましては漁業協同組合という素晴らしい組織を持っている本村でございますので、そちら抜きには漁業の振興というのはできないと考えております。また、行政が先頭に立って水産業の振興というのなかなか厳しい部分があると思いますので、ぜひ漁業協同組合と歩調を合わせて、あるいは本村の観光産業とリンクするような水産業であったりと、いろんな方向から漁業の振興については検討させていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

そうですね。水産業には漁協という組織があるわけですから、向こうから支援を求められた場合には遠慮なく御支援をお願いしたいと思います。本村の観光産業は海がきれいだったというだけではなく、その人

がよかったとか、そこの魚がおいしかったとかということ、いま一度原点に立ち返って観光産業を支える意味からも、ぜひ水産業への支援をお願いします。よろしくお願いします。

さて最後、これは進捗状況というよりは少し提言も含めてお伺いしたいと思います。3番目、児童生徒交流センターの管理・運営について。児童生徒交流センターの管理運営について現状のシステム、それから課題、今後の管理の方向性について伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

お答えします。児童生徒交流センターは平成8年に座間味小学校の施設として整備しました。管理運営については教育委員会が直接行っております。当該施設を利用する場合は教育委員会で予約受付をし、利用許可申請書を提出させ、入所の際は担当職員が受け入れ業務を行っております。通常は職員を配置していないため、利用者からの連絡事項、また施設設備等に関する問い合わせにも対応がおくれてしまうということも多々あります。今後は宿泊施設、研修施設としての機能を果たすためにも、また施設の維持管理の面からも非常勤職員の配置ができないか検討したいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

去った6月に、6月にとというのはですね、本来は3月に予定されていた修学旅行。震災の影響で6月に延びたんですけれども、阿真区の4軒の民宿、そして交流センター、コテージ等を利用する120名ぐらいの東京の高校生の修学旅行にかかわりましたが、その際交流センターが大変好評なんですね。庭でやるガーデンバーベキューならぬ夕食ディナーをやったり、大変好評でした。ところが、その管理というんですか、掃除が行き届いていないとか、クーラーが夜中からがらがらしたりとか、きかないとか、いろんな苦情がありまして、もちろんクレームも直接聞いたので、とても残念というか寂しく思ったんですよ。それと、この夏、去った夏です。例年よりも利用者が多かったような気がするんですけれども、その利用者について、今年、ここ二、三年のデータがありましたら、お聞きしたいんですけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

まず、平成22年の交流センターの収支と申しますか、データも合わせてなんですけど、収入、宿泊料のほうで114万4,000円。支出、これは維持管理費等なんですけど、これが139万3,000円。差し引いて25万3,000円の赤字経営ということになりますけど、利用者の実数については249名。延べで言いますと、延べ人数の場合は利用者を平均して、大体3泊から4泊。長い研修団体で15日というのがありますけど、これを一人当たりの利用者として換算した場合には延べ人数としては617名となります。それから平成21年度につきましては、水事情が非常に悪くて制限給水等が続いたため、利用客の制限を行いました。それでその平成21年度の使用料についても年間34万円と。これまでに最も少ない歳入になりました。歳出が127万2,000円で平成21年度については92万円の赤字という収支です。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

平成14年3月8日から平成22年2月14日まで、慢性的な水不足ということで、多分、交流センター

も水不足が解消される直近の2年ぐらいは利用を制限したと思います。ところがこの夏を見る限り、結構な利用がされています。ぜひ施設のいろいろなチェック、例えば水回り、電気回り、空調、ボイラー、寝具類とかですね、利用者からクレームが来ないようなチェックをする。もう一つは営業をするということでは大変にいい施設になると思います。いい誘客にもなると思います。そしてその青少年が更に大人になって観光客としてリターンしてくれば、それに越した事はありません。冒頭で聞きました管理の今後の方向性について、非常勤職員で対応すると言っていたんですけども、これは例えばその管理を民間に委託するか、もうちょっと大きく指定管理者制度を利用するかという手はないんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

指定管理者制度についてなんですけれども、教育委員会が施設としてこの制度を適用できるという場合は社会教育施設。例えば図書館とか資料館とか、そういうものであれば指定管理者が適用されるんですが、交流センターについては今は学校施設として施設台帳に登録しております。この台帳というのは国、県、もちろんそこにも登録された施設ですので、学校施設の場合はこの制度から除外されるということになります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

わかりますよ。条例では管理は学校長とかとなっているんですけど、実際、今、現在このように運用して私がすごく立派な利用状況だと思いますと言っているのは、いちいち校長が管理していないと思うんですよ。実態はですね。それを規制緩和の時代、手続を踏まれて社会教育施設なりにしてもらって、まだそれよりもいい方法があると思います。ぜひ今のままの管理では手落ちがあるから、それを前向きに、いいような管理体制をつくるためにも、改めて前向きに検討していただきたいと思います。村長の考えを。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今までの管理がという話に関しましては、ちょっと私も細かくは把握させていただいておりませんが、適正な運営、適正な管理というのはもちろん大切でございます。それに基づいて法律あるいは条令と照らし合わせながら、みんなで考えていけばいいことだと思いますが、先ほどの教育課長の話にもありましたとおり、現行法の中では指定管理者制度の適用範囲内の施設ではないということでございますので、そこからまずスタート位置に立っていろいろと私たち部門なりに教育長とも相談をさせていただきたいと思いますが、これからゆっくりと検討させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

なぜ村長に聞いたかと言うと、いろいろ予算措置の問題もあります。それで指定管理者とか民間委託にすれば利用者が伸びるメリットというのを考えれば、負担も利用料から跳ね返ってくるとしますので、そういったのも兼ね合わせて効率的に利用できて、いい収入源になるように、ぜひ全庁挙げて取り組んでいただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城晃議員の一般質問を終わります。

続きまして、5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

皆さん、こんにちは。まず私の一般質問に入る前に一言だけあいさつをしたいと思います。私も今月で議会議員になりまして1年になりました。ちょっとだけ慣れました。この1年間の間の議会のやりとりの中でたくさん勉強させていただきました。これからもまたひとつ議会と行政とともに協力しながら本村のため、そしてまた地域住民のために頑張っていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。それでは私の一般質問に入っていきたいと思いますが、私のほうからは2件ほど質問させていただきます。まず本村の簡易水道事業と下水道事業について質問していきたいと思います。

まず最初に簡易水道事業について質問していきたいと思うんですが、まず水道水の水質の件について伺っていきたいと思うんですが、水質検査のために保健所のほうに依頼して検査を受けていると思うんですが、この検査は週に1回ですか、それとも月に1回なのか、その辺をお聞きしたいんですが、担当課長ひとつよろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの水質の検査にお答えしたいと思います。月1回の検査ということで沖縄県環境科学センターで検査して、月1回です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。月1回といいますと、年間12回ということになりますよね。これは座間味も阿嘉も慶留間も別々に、3カ所別々の12回ということですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。座間味簡易水道と阿嘉簡易水道がありまして、月1回、年12回になりますけど、阿嘉の場合は慶留間の公民館などから採取して検査しております。座間味の場合は阿佐の加工センター。一番遠いところですね。阿真の場合は阿嘉公民館のほうから。一番浄水場より遠いところから採取して結果を出します。結果は異常なしと。0.1ミクロン、リッター当たりですね。結果としては0.2という結果が出ています。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。ありがとうございます。それから、水道水に関しましては水道法によって塩素消毒が義務づけられているわけですが、この塩素量の水質基準を満たすために使用している塩素がございいますが、これの注入というんですか、それはどのような回数で行われていますか。その辺、ちょっと教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

これは両水道施設のほうです。塩素ですけど、0.4から0.1以内ということで、0.1以下になるとまずいので、この塩素量。あまりにおいが強いと水もおいしくないものですから、できるだけ病気が発生することもありますので0.4以上のおいしい水をやるためには。ただ、これまでに何回かにおいがするというのでありましたけど、普通においしい水にするためには、そういう逆に調整をしないとイケない。浄水場のほうで薬注をやっています。どうしてもタンクにためてしまうと、どうしても蒸発するらしいんですよ。それでなかなか塩素が少ないという情報もあるけれども、うちのほうとしては法令で定めた基準、1ミリから0.1以上という範囲内でいつも薬品投入をしております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

確かにこの水道水の水質基準を満たすためには塩素の量が多くても、また少なくとも問題がございます。実際に私もたまに経験するんですけども、塩素量が多いときと少ないとき、そしてたまにちょっと泥臭いにおいがするときもあるものですから、その辺はちゃんと基準値にのっとって管理していると思うんですが、そういうことがありますので、一応水質的に聞いた次第でございます。それからですね、この塩素量があります、これは年間どれぐらいの量を使うんですか。もしデータの、数字的にわかりましたら。あと、その金額はどれぐらいかかっていますか、わかりますか。もしわかりましたらお願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

年間使用量はちょっと、大体でしかわからないので答えられませんけれども、薬品の使用料としては183万円ぐらいで座間味と阿嘉の浄水場で使っております。量的にはちょっと、後でお知らせしたいと思いません。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

その辺につきましても水質的な担当課長として、ぜひまた今後、水質を調べて管理的立場から必要なことだと思いますので、ぜひ覚えていただければいいなと思います。これは部長、ちなみに私のデータで調べた結果なんです、これは平成23年度の予算には水道施設費で、これは薬品費ということで約350万円ぐらい組まれていると思うんですよ。そして水質検査料ですか、検査費が350万円ですね。薬品費が約190万円ということで組まれていますけれども、この検査費が350万円ぐらいということで、ちょっと多いような気がするんですけども、その辺は当たっているんですかね。私の資料からなんです、その辺はどうですか、わかりましたら教えていただきたいんですが。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

これは年間契約しております、県環境科学センターというところで。沖縄県で今こちらが把握しているのは、ほかのところもあると思いますけれども、ほとんどの方々、市町村がそこと契約して委託しているもので、金額的にはその金額ということではないかなと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。ありがとうございます。なぜそういうような形で詳しく聞くかといいますと、水道に関しましてはすごく重要なものございまして、水質的にしっかり管理して、どんなにいい施設があってもですね、しっかり水質を管理できていなければ何の意味もございませんので、それもまた地域住民の健康と生活に相当な不安を与えますので、その点はしっかり行政側として、担当側として、担当課長としてぜひわかっていただければいいと思います。

次に移りたいと思います。学校内の水道水の水質についてお伺いしたいんですが、私の質問書の中に阿嘉校と慶留間校ということで書いてはあるんですけども、阿嘉校に関しましては校長先生に聞いた結果なんですけど、今のところ問題ないと。二、三年前まではちょっと問題があったんですけども、今のところは問題ないとお伺いしております。それで慶留間校についてなんですけど、これは地域住民と学校側から聞いた話なんですけど、どうしても阿嘉、慶留間は簡易水道ですから、阿嘉のほうからどうしても水道水を流します。そして距離的にもあるものから、慶留間のほうに行くまでにはどうしても塩素、水質的にも基準的にもちょっと落ちるんじゃないかと私も思うわけですけども、今現在、慶留間の学校内でどうしても水質的に悪いものから、学校側では、あまり校内では水を飲まないようにと、そして今は水筒を持ちながら、家庭のほうからたまに飲み水を持っていっているという状況を聞いているんですけども、今現在はちょっとはっきり、きのう、おとついは聞いてはいないんですけども、もしかしたら回復しているかもしれないですけども、その点。教育委員会としてはその辺の報告はあったんでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

学校ではですね、毎年、飲料水の水質検査を実施していますが、先ほどありました阿嘉校の飲料水については特に村の水道の本管より直結で接続していますので、残留塩素濃度も基準値以上でクリアしております。また大腸菌等の検出もなく、水質基準に適合しております。それから慶留間校については貯水タンクからの使用になりますが、残留塩素濃度が1リッター当たり0.05ミリグラムと基準値の0.1、1リッター当たり0.1ミリグラム以上回っていますために、先ほど金城議員からありましたとおり、学校では今、沸騰した水を準備して飲料水として使用しております。水質については一般細菌については基準値以下で、また大腸菌等についても検出されてはおりません。それで、対応なんですけど、慶留間のほうは学校だけではなくて、集落内全体が塩素の濃度が下回っているというふうになっておりますので、教育委員会としては残留塩素の維持装置というのがありますけど、そういうのを設置できればいいのかなと今、考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。現在、教育課長がおっしゃるとおり、学校のほうではわざわざお湯を沸かして飲んでいる状態でございますので、その辺は公営企業課、水道担当と一緒に相談しながらですね、今後の設備に対して、また管理に対して、ぜひ早目に予算を組んででもいいですので、早急にですね、生徒が安心して飲むような形の水質まで持っていければいいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、原水についてお伺いしていきたいと思うんですが、原水の今現在の貯水量、ダム貯水量は、今年は台風が結構多いですので、多分、あくまでも阿嘉島なんですけど、阿嘉のダムのほうは100%満水に私のほうからは見えていますけれども、座間味ダム、阿嘉ダムありますけれども、その辺は今現在はどうでしょうか。担当課長。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

座間味ダムのほうは今90%を割ってしまして、88%。阿嘉のウタハが80%。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

ありがとうございます。今の報告で座間味のほうは今現在で90%、阿嘉のほうが80%ということで、今現在これだけの貯水量があるわけですけれども、この貯水量でどれぐらい、年間でもし雨が降らなかった場合ですね、雨が少ない場合に計算しますと、大体これぐらいの量でしたら来年のどれぐらいまで持ちますか、その辺わかりますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

全然降らなかった場合で座間味ダムは大体3カ月、阿嘉の場合はまだ座間味ダムよりはよいかとは思っていますけれども、ちょっと計算はやっていません。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。このデータをぜひ詳しく知りたいなと思ったのはですね、二、三年ぐらい前ですか、座間味でもそうですけれども、阿嘉島でもそうなんですけれども、先ほども同僚議員のほうから水の件が出ていましたけれども、12時間断水、一日越しの24時間断水ということで、結構長い時間断水した時期がありました。ちょうどそのときに、9月、10月ごろからだったと思うんですけれども、その時期は修学旅行が入る時期なんです。まとまって入ってきます。そのときに断水が続いたものですから、家庭に小さいタンクがある家庭と、そして民宿業とかをやっている業者は大分困りました。実際、自分のほうも民宿業をしているんですが、そのときはトイレのほうにバケツで汲んでいって流したりとか、そして1人3分間以上は入らないということで、時間も決めてですね、特に女の子はかわいそうだったんですが、こういう厳しい中で宿泊をさせた経験がございます。その点から考えましても、これは前もって、もし雨が降らなければどれぐらいの時期にとまるということで、前もってデータの的にわかっていたら、いろんな対応がしやすいものですから聞いたわけですけれども、それが続くようでしたらタンクをもう一基ふやすとか、そういう対応の仕方もございます。その当時も結構、各家庭でタンクを購入してつけた家庭がございました。そういう点からもですね、ぜひその辺は行政側のほうから節水、なくなってから節水の協力をお願いするのではなくて、毎月1回でもいいんじゃないですか、その辺は行政側から、まとめて月に1回でもいいです、そして2カ月に1回でもいいですから、その辺を行政のほうから協力願いをするという方法も必要ではないかと私は思います。そして夏場と冬場はどうしても使用量は違うんですけれども、座間味島での一日の使用水量、阿嘉、慶留間での使用水量、その辺をデータの的にとっておけばですね、例えばダムが100トンたまっていた場合に、夏場はどれぐらい、冬場はどれぐらいということで計算上すぐにわかりますので、その点も管理者の立場としてぜひしっかり管理していただいて、地域住民のほうにも報告いただければいいんじゃないかなと思いますので、その点、ひとつよろしく願いいたします。

続きまして、水道施設の施設管理に関してちょっとお伺いしたいんですが、これはあくまでも阿嘉島なん

ですが、私は座間味島のほうはちょっと確認してはいないんですけども、ジョギングがてら、散歩がてら、ちょっと浄水場を回って見たんですが、私が確認した結果なんですが、浄水場、そして原水処理場、タンクの中、ずさんでございます。実際に正直言いまして、仮設パイプ、そして残骸、木の葉、台風で折れたモクマオウ、それが場内にすべてずさんです。実際に。きのうも私、行って見してきました。そして特に大事な浄水場の中もほとんど片付けがされていません。もし大きい台風が来た場合には、バンギからいろいろなものが飛んできて、その浄水場内の施設をもし壊した場合には、とんでもないことになりますので、これは私が見た結果なんですけれども、ぜひこの点は担当課長も実際に見ていただいて、皆さん方も見ていただいて、徹底してその辺の管理をお願いしたいと私のほうから要望したいと思います。それで日曜日でもいいんじゃないですかね、もし忙しければ、例えば担当一人、二人が来れば、その点につきましては、日曜日であれば私も声がかかりましたらボランティアと一緒にやっていってもいいですので、その辺の気持ちは持っていますので、ぜひ重要な箇所ですので、ぜひひとつその点の管理をよろしくお願いいたします。担当課長、その辺、最近回って見たことはありますか。いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

この間の台風15号ですか、接近のときにタンクのほうのふたが飛んでいないかということで見回りをして、異常なしということで担当に報告しております。中のほうもある程度、片づけるようにということで指示はしていますけれども、なかなかそれができないものですから、今おっしゃったことを肝に銘じて、再度、職員に指示し、できなければ、みずからやっつけようかなという考えです。どうもありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

ありがとうございます。ぜひですね、観光客がですね、特に浄水場は通りながら観光客も見たりするものですから、景観上、すごく悪いイメージも出ますので、その点、徹底して管理していただければいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それからですね、原水タンクなんですが、今阿嘉島に3,000トンと2,000トンのタンクが両方にわかれてあるんですけども、合計5,000トンですか、これ赤さびがちょっと出てきましてですね、ちょっと小さいピンホール気味になって、何十箇所か大分さびで溶けています。これは今のうちからしっかり管理していかないと、これが大きなピンホールになると、まずとめることはすごい金がかかるようになると思います。上のほうだったらどうにかできますけれども、満水のときに、これが下のほうで大きなピンホールで水漏れしますと、この原水も全部吐き出して捨てないといけないことになります。せつかくためた水をすべて捨てるという形になりますので、その辺は早目に手を打ってやったほうがいいんじゃないかと私は思うんですが、その点、課長、確認したことはありますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

今の質問、担当ともそういう話はしておりまして、簡単な作業としてパッとできるかと思っておりますので、もう一度、再度調整しながら、あるいは専門の方にお聞きしながら、みずからできるかどうか、そこら辺はまた調整しながら検討していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

原水タンクですので、すごく重要な施設ですので、まず確認していただいてですね、これは私が確認して感じた結果なんですけど、ぜひ1回は皆で見えていただいて、ちょっとどういうものなのか、また私もそのさびとか、そういうものに関しては専門ではありませんので、その辺は専門に見ていただいて、これぐらいだったら大丈夫と、これはもう今早急に修理しないとイケないという結果が出ると思いますので、そういう結果が出た場合にはですね、大事な施設ですので、予算を組んででもぜひ早目に対応していったほうがいいんじゃないかと私は思いますので、その辺の管理もひとつよろしく願いいたします。

簡易水道につきましては最後になりますが、今、座間味島のほうでは海水淡水化ですか、その事業に向けて進んでいるわけですが、この海水淡水化の供用開始というんですか、その辺はいつごろになるんですか、教えていただけませんか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

お答えします。2カ年にまたがってやるものですから、今年は建物。来年度は機具を入れる。2カ年にまたがって。供用開始は再来年度になります、年度にすれば。4月1日からをめでに今、事業を進めているところであります。一日200トンの。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。これは平成25年度の大体供用開始になるということになるわけですね。この海水淡水化でありますけど、供用開始した場合なんですけど、この施設に関しては維持管理費が結構かかると思うんですけども、この維持管理費に関して、これは何十パーセントか、何パーセントでも補助があるんですか。それともすべてが座間味村の単費の財源ですか、その維持管理費はどうなっていますか、そこを教えてくださいたいんですが。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

今のところ維持管理は村単独でということになっております。将来的には広域化になってくると思いますので、そこら辺がまだ明確にされていないものですから、今は調整中でありますので。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

維持管理費がすべて100%村単費ということでございますが、それから考えますと、費用的にも大分かかってくると思います。それに伴って水道料金の上下が上がっていく可能性があると考えるんですが、その点はどうですか、課長。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

もちろん住民からとしては上がるだろうという予測はしておりますけれども、今、村長のお考えでは、し

ばらくは上げないということで県のほうには報告しております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

しばらく上げないということですが、これは事業を進めていく中で、維持管理費に関しては年間幾らぐらいということで計算が出されて、維持管理費は出て、それで出ていると思いますが、これは金額的に維持管理費はどれぐらいかかるか、もしわかるんでしたら教えていただきたいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

3,000万円から4,000万円ということですね。全体的には。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

もしそれが間違いであれば訂正して構いませんので、教えてください。と言いますのは、座間味島の水道料金が上がった場合にですね、これに伴って阿嘉、慶留間のほうも。全く関係はないんですけども、その辺はこれに併用して上がっていく可能性もあるんでしょうか、その辺はどうですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

先ほどの維持管理費で3,500万円と答弁しましたけれども、全体の3,500万円で訂正したいと思います。大体700万円ぐらいですね。今は検討中で、最中で、また後でちゃんと資料ができてから報告したいと思います。大変申しわけありませんでした。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。今、はっきりではないんですが年間700万円ぐらいということで、かかるということですけども、何でそういうことを聞きますかと言いますと、海水淡水化は阿嘉、慶留間にしても全部わかります。それに伴って今聞いた水道料金、じゃあ座間味に施設はつくって阿嘉、慶留間の人も水道料金が上がった場合には払わないといけないのかという地域住民からの声もあったものですから、実際に。実際にありました。あったものですから、それに対して私も、議会としても聞かれたときには集中的に聞かれるものですから、他の人に聞けばいいんですけども、どうしても立場上聞かれるものですから、その辺に対してはまだわかりませんと。いろいろ答えもわかっていれば答えることもできますので、それでお聞きした次第でございます。簡易水道につきましては以上です。

続きまして、本村の下水道事業についてお伺いしていきたいと思っております。今現在、座間味村のほうでは座

間味島、阿嘉島、慶留間島、これは事業主体が3島とも違います。座間味のほうは特環、阿嘉のほうは漁業集落、そして慶留間のほうは農排ということで、事業主体が違うわけですが、違っても今現在、完全に3島とも下水道完備がしっかりできております。それでですね、もう大分、下水道管の工事が終わりました、供用開始して結構、年数はたっているんですけども、今現在、下水道の接続率ですね。それに対してちょっとお聞きしたいんですが、これは3島別々に数字があればお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。平成23年3月31日現在で、これは人口で一応やっておりますけれども、座間味島が人口578名に対して接続している方が519名で89.9%。世帯ですと、316世帯に対して接続が226ということで、71.5%。阿嘉島264名に対して接続が245名、92.8%。これを世帯にすると155世帯に対して115世帯で74.1%。慶留間が56人に対して接続人口が51名、91.8%。世帯にすると31世帯に対して25世帯が接続しているということで80%。人口でここは接続をやっているものですから、世帯からすると、割とパーセントは落ちることになります。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

実を言いますと、これは座間味村広報誌のほうで、85号広報誌でしたかね、一応座間味村の下水道接続率ということで実際に出ていました。それも一応私は確認しました。その数字を見ますと、ほとんど3島とも86%で大体似ている数字でした。その辺に関しまして、人口で計算してやった場合には100%の中で確実な接続率のパーセンテージは出ないと思ひまして、ちょっと聞いたわけですが、今、課長のほうから世帯数で割って今新しい数字を聞きまして、これが本当の数字じゃないかなと私は思っております。そして、これからなんですけれども、まだ接続していない家庭、そしていろいろ事業所があります。特に大きい施設、民宿とかいろいろなものがありますけれども、その辺を考えますと、これは下水道料金の件になっていくんですが、下水道料金の場合は水道使用水量、水量に伴って計算されていくわけですが、その点から考えますと、ぜひ、まだつないでいない家庭のほうには100%になるように、ぜひつないでいただければ、下水道料金も徴収できるわけですから、その辺で大分財政的にも変わってくると思ひます。阿嘉島、慶留間島を見ていっても、まだつないでいない箇所が結構あります。結構大きい料金になると思ひます。その辺は広報誌だけではなくて、ぜひ行政側のほうから、担当のほうから直接足を運んで、接続率を高める方法をとったほうがいいんじゃないかと私は思ひます。と言ひますのは、一時期、下水道工事に対して、これは家庭内ですけれども、貸付金制度ですか、それが最初はありまして、途中でこれが途切れてしまいました。それでまた復活しているわけですが、そういう流れも実際にありました。今現在は復活してあるわけですから、これもぜひ利用していただきながら、これは行政側が親身になって、真剣になってやれば、この接続率も近いうちにすぐアップすると思ひますので、その点はぜひ皆さん方で頑張ってください、いっていただきたいと思ひます。下水道の場合はどうしても海に直結するものですから、環境汚染すべてに関連してきますので、その辺ひとつ、課長、よろしくお願ひいたします。

それからですね、あと下水道施設の管理についてなんです、これも座間味島のほうは私確認していません。阿嘉島のほうを確認しました。阿嘉島の下水処理場を確認したんですが、場内は周辺を側溝工事できれいに整備されているわけですが、この側溝も周辺は全部、ほとんど後ろのほうは土砂で埋まっております。そしてすべて大分草が生えて、下水処理場内も大分狭くなっております。そして施設の後ろのほうに

管理施設があるんですが、そこも草がぼうぼうしまして、大分ずさんな状況でございます。その辺から言っても、大事なところですのでぜひ、浄水場へ行きながら、また下水処理場も近くにありますので、その点も見回りをしながら、徹底的に管理していただいて、これも掃除をしようと思いましたが、すぐにできることですので、そんなに金をかけなくてもできますので、その辺ひとつ、ぜひ真剣に考えていただきまして、お願いしたいと思っておりますので。課長、その辺どうですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

御指摘というか、本当にありがとうございます。職員と一緒にですね、現場を見ていただいて、今年中にやっていきたいと、そういう感じです。御提言、ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

ぜひこの点につきましては私も協力しながらやっていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。それからですね、ちょっとこれは下水処理場の管理ではないんですが、下水処理場から処理された処理水、汚水なんです、放流水なんですけれども、これはちょっと四、五年ぐらい前でしたか、私がかたま溝の掃除をしているときに、放流水の入り口のほうで掃除をしていたものですから、ちょっと汚泥物が実際に流れていたことがありました。あれから大分たっていますけれども、今はそういうことはないと思うんですけれども、この放流水の水質的な面に関してお聞きをしたいんですけれども、これは放流水に関して、それも検査項目の中でどこかに委託して出しているんですか、それともメーター管理ですか、その辺はどうですか。その点がわからないものですから、課長、教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

放流水の検査に対して県の環境科学センター、そこで検査をしてもらって、結果は異常なしということをしていただいています。先ほど阿嘉のほうでちょっと、そういうちょっと何かちゃんとしたあれができていないということがあったんですが、その当時は多分、基盤、機具等が不備で、ちょっと故障してしまって、その原因の結果ではなかったかなと。今はもうもとに戻ってやっていると。基準以内でおさまっているという結果をいただいています。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。阿嘉島の下水処理場の放流口の入り口は、溝を通りまして阿嘉港の入り口のほうに直接流れております。その点で、水質的なものはしっかり管理していかないと港内にすべて汚水が流れますので、しっかり管理のほうをよろしくお願ひいたします。時間のほうもちょっと気になっているんですが、最後に阿嘉と座間味のほうのバキュームカーの件についてお聞きしたいんですけれども、阿嘉島の住民のほうから要望がございまして、まだ下水道に接続していない家庭のほうから、汲み取りをお願いしたところ、阿嘉島のバキュームカーはちょっと古くてなかなか連続しては使えないということで断られて、座間味のほうにお願ひしましたところ、二、三回は阿嘉島に行ったことがあるらしいんですけれども、その方は座間味のほうから断られて、ちょっと困っていますと。なんで座間味のほうから断ったかと言いますと、わからないうちに

バキュームカーを阿嘉島に持っていくときに船賃ですか、車両運搬賃が請求されたと。そういうことだったら阿嘉島には行かないということで断られたそうです。それで困っていますけれども、この辺は皆さん方のほうから行政側のほうに要望して、運賃ぐらいいいにか免除できないですかというお願いを聞いてみてもえませんかということでの地域住民からの要望がございました。そういう点でお聞きしているんですが、この点は課長、どうですか。ある程度免除できるものなんでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

今の段階では、このバキュームカーが必要だと思いますので、将来的にもそうなると思います。空港とか、ニシ浜とか、いろいろあるので、そこら辺は大事にしながら検討していきたい。もし、そういう要望があれば話し合っ、て、運賃の免除とかそういうのは可能だと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

運搬賃に関してですが、聞いたら1,000幾らかと言っていましたから、2,000円弱ぐらいだったと思うんですけれども、その辺につきましては、ぜひまたその点も考えていただきまして、ぜひ下水道接続率を上げるためにも、やっていただければいいなと思います。そして、確かにこれは下水道につないでおけば、そういうことはないわけですが、そういう意見がありましたので、考えていただければなと思います。阿嘉島のほうはですね、もうバキュームカーも古くなっていますので、今年で何か終わるという話を聞いています。座間味島のほうでも来年ぐらいにはもうやめたいという声も出ているそうです。そこで、まだつないでいない家庭のほうに接続をするときに、どうしても今ある浄化槽に関しましては、たまっている汚泥物は全部バキュームカーで吸い取って埋め戻しにしないといけないものだと思います。どうしてもバキュームカーが必要になるわけです。そしてまた公共施設、阿嘉島ではニシ浜ビーチとか、そして座間味島のほうでは古座間味ビーチ、今はみんなトイレがあります。そこまでは本管は行っていません。そのために、どうしてもバキュームカーが必要になってくると思います。この辺は村、行政側のほうでしっかり考えていただいて、早目に対処していただきたいと思いますので、その点、課長しっかり考えて、よろしく願いいたします。ちょっと時間もありませんので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで金城弘昭議員の一般質問を終わります。

これで午前の会議を閉じます。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

午前に引続き一般質問を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

お疲れ様でございます。食事の後、眠くなると思いますけれども、耳の穴をかつぼじいてしっかり聞いてお答えください。特に公営企業課長、質問が多いですから、大きな声で御返答をお願いします。あまり小さ

いと聞こえませんが、いらいらしてきますので、よろしくお願ひします。通告書のとおりですね、6月に質問したやつがどういふ状況になつてゐるか進捗状況をお聞きしたいと思ひます。まず1番目、造林事業です。それがどういふふうに、どこをどのぐらゐの期間やられるのか、その辺を教へてください。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問、森林計画についてお答えいたします。阿嘉島の流域広域保全整備事業計画は、城山の背後地の約1ヘクタールを計画してゐます。11月ごろに作業に着手予定で、期間は約2カ月ほどかかるかと今、考へております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これからは計画的に阿嘉のほうも、しっかりやつていただいて、ケラマ鹿の対策ともつながるように。また、最近は天気がおかしくて、長期間雨が降らない時期が続いたりしますので、涵養水源林を確保する意味でも、そういうのをやつてください。モクマオウ、ソウシジュについて前回質問しましたが、一週間程前からですか、阿嘉島のほうもモクマオウを切つてゐるようでございますが、モクマオウを切るのはいいですけれども、花がよく咲いてゐるフヨウの木まで全部切つてしまつてゐます、何でこんなことをするのかと最近、指示したところが悪かつたのかなと思ふようなこともありますので、その辺は課長のほうでも、花の咲く木で邪魔にならないものは置いておくように言つてください。

次、2番目、ケラマ鹿の対策についてですが、これは何回も何回も質問もしました、その前に阿嘉小中学校は門扉といひますか、柵をしてゐるようでございますので、教育委員会関係、ありがとうございます。最近、私が夜に学校の前を通つてもシカはおりませんので、多分大丈夫じゃないかなと思つております。今後は、子供たちが花を植へても、ちゃんと育つだろうと思ひます。教育のためにも非常にいいと考へます。あと、村長は、阿嘉区の総会で「シカの対策委員会を立ち上げます」と回答されておりましたが、前回の議会において質問した時には、「設置はまだしてゐない」といふことでありましたが、その後どうなつたのかお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ケラマ鹿の食害対策といひまして、委員会を立ち上げるといふことで今、進めてきております。これは教育委員会のケラマ鹿保護、文化財の指定ですので、教育委員会も一緒になつて立ち上げようといふことで作業を進めたんですが、この委員をですね、文化財関係の方を充てようといふことで、一応申し合わせはしてゐるんですけども、まだ会議とか、そういうところまでは至つておりません。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かにこれは文化財関係といふことで、非常に厳しいところではありますけれども、お話を聞きますと内閣府のほうで総合的に動いてゐるような話を聞きましたので、早目早目に対策がとれるようにしてください。前にもお話ししましたが、これは事故が起きてからでは遅いですから、私も3日前にバイクに乗つて、シカが飛び出してきてもう少しでやられるところでした。昨日も同僚議員の目の前でそういう

ことがありました、何とか回避する事ができましたけれども。実際にそういうことが起きているわけですから、角の生えたのにやられたら、一発で死に至ったり、大怪我をするような状態になりますので、早々に対策をしてください。これはこれで終わりとしします。

あと船舶の運航についてということで、質問書を出しましたところ、昨日、公営企業課船舶の方から資料も届いております、以前に直ちに乗船率とかがわかるような資料が出せるシステムの構築をするよう提案しておりましたがだいぶ良くなっております、この資料により一つ気がついたのがあるのですが、1便、2便、3便と、クイーンさまの場合分けられていますけれども、この予約の状況を見てみますと、何か非常にちぐはぐだなと思うことがあるんですよ。200名定員に対し、予約を250名受け入れたりとかしているのですが、なぜそういうことが起きているのか。予約システムのことについては、私はわかりませんので、なぜそういうことが起きているのか。定員以上の予約を受けている理由、そこら辺を課長、教えてください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

お答えしたいと思います。これについては旅客関係との絡みがあって、そのままキャンセルなく予約は受けておまして、最終的にキャンセルが出た場合はこれをやろうということであるんですけども、たまにそういう予約を、例えば定員をオーバーに予約したときも多々見受けられます。これに対してはどうなっているかと、ちゃんとやっってくださいという指導はしていますけど、データ上はそういうふうに、要するにミスというんですか、そういう状況で定員オーバーになっているというデータも出てきております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かに予約発券で、あまり誤差がないときもあるんですよ。しかし、ものすごく極端なときもあるんですね。これは前からあったのかなと思うんですけども、予約が84名入っていて、予約発券が2名、即日発券が2名、要するに4名しかお客さんが乗っていないんですよ。これは今年の7月です。かと思えば8月に262名、予約発券が250名。即日発券が15名、265名。200名乗りに265名乗っているわけですよ。なぜこんなに極端なのかなと。これは予約なんかは二重取りとかされている可能性はないですか。同じ人の名前じゃなくても、例えば同じグループの中で2カ月、3カ月前に予約している人がいるんじゃないですか。そういう可能性はあるんじゃないですか。その辺はどうですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

確かに今おっしゃった二重取りはあると聞いていますけど、再度確認して、またいろいろ調べて報告したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

前から経営改善委員会というのをつくりなさいということでやって、皆さんは会議もやっていますけど、こういうものを改善していかないと、予約だけされてドタキャンとかになった場合には、非常にまずいというか、先にやった人が乗りもしないのに、その当日まで予約が入っている状況であったりとかした場合には、1週間前、2週間前から予約をとろうとした人が一切とれないわけですから、空船で走ることになるわけで

すよね。そういうのも含めて予約システム。現状、非常に切符販売のやり方がまずいというか、長蛇の列をつくっておりますね、とまりんの中で。それで切符を売り切って、「はい、終わりです」とやった場合に、それから5分以上かけて船まで行きますから、船が遅れている状態にもなっているわけですよ。その時間帯といたしますか、夏の期間中、電話をいくらかけても取らないですね。これは前から話しているように、役場ででも電話が取れるように、船舶課でもとれるようにしないと、そうじゃなかったらコールセンターか何かに受けさせるとか、船舶の予約を受けさせる方法。そういうことも考えていいのではないですか。コールセンターだと24時間わかりますからね。船でしか入ってこれないですよ観光客は。これを二重、三重にダブルって予約があったとか、本当は乗りたいんだけど乗れないということになってしまうと、島に入ってこれないので宿泊客もいない、船は空船で走る、そういうことでは、船舶を黒字運営しなさいと言ったところでできないですよ、これについて村長はどう考えますか。コールセンターとか、そういうところにさせるかどうかというのは。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

もう少し予約のあり方というのは精査しないといけないのかなという気はしますが、コールセンターの内容というのが私もよくわからない部分もございますので、ぜひこの辺は経営改善委員会含めて議論をさせていただきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この船舶運営改善委員会についても3年以上になるんですけども、全然改善されていないような気がするんですよ、私は。会議を何回かやっているのは聞いています。でも、どう進んでいるのかが議会での報告があまり詳しくないものですから、わからないんですよ。それとですね、この予約のあり方。これは前にもちょっとお願いして運賃のあり方と予約のあり方で話をしたことがあるんですが、例えば、これは1便と2便め、3便めでは予約の数が全然違うんですね。半分以下といたしますか、2便、3便めは。2便、3便めで来島するという事は、ほとんど日帰りはいないんですよ。3便で来てそのまま座間味へ行ってきましたと帰る人はいないはずですから、その辺のあり方ですね。例えば、前にもちょっと提案したことがあるんですけど、2便、3便で入ってくる人たちの運賃を安くしてでもいいから、宿泊させるようにして。1便でたくさん入ってきたのは日帰りですよ。はっきり言って。ほとんどが日帰りですよ。ということは、船は儲かりますけど、他の施設は儲かりませんよ。宿は。逆に2便、3便で来島して宿泊されるお客様に、ちょっとお得感を感じていただけるような形に持っていてもいいんじゃないかなと。これは検討する余地はあると思いますよ。私はあまり検討という言葉は好きではありません、理由は皆さんが良く存じていると思います。この運賃関係については、総合事務局の運輸部と本当に真剣に掛け合ってやるべきです、これは。2便、3便でも満船にするようにするためです。それと、冬は全くと言っていいほど夏の半分以上の予約が入っているというのはないんですよ。乗船率も。乗船率は4月などは9%とかそんなものです。200名乗りの船に18名しか乗っていないとか、6名しか乗っていないとか、そんなものが結構あるんですよ。こういうものを逆に50名以上にするためには何が必要かと。今はホテルなんかでもそうなんですけど、30%以上の稼働率がないと倒産と言われてますよ。ところが、うちの船は本当にトータルで50%以上あるかなと。本来は50%以上乗っていないといけないんですよ。だけど運賃が高い、冬は何をしに来るの、見るところもないと。ここへ来たって見るところもないし、来ようと思わないんですよ、運賃が高いですからね。今は

粟国に往復の飛行機で行ったほうが安いからです。冬は逆に久米島とかに行ったほうが安いので、そっちのほうに行きますよ。飛行機で安い。しけている海で船酔いしながら高い運賃を払って来る人はいませんからね。その辺も、経営改善委員会も真剣になってですね。私は前にも申し上げましたけれども、総務課、産業振興課、公営企業課、船舶のグループで一体になって取り組まないと、これは公営企業課、船舶だけでやりなさいと言っても、これはどうにもならないわけですよ。船舶は船を運航すればいいというだけの話ですからね。こういうのは総務課が中心になって、この島をどうするかと真剣に議論しないと、どうにもなりませんよ。切符販売の方法、あんな長蛇な列だったら、どうにもなりませんよ。課長、何か考えていることがありましたら考え方を示してください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

御指摘のとおりと思っています。大変申しわけないですけれども、あらゆる宿題がたくさんありまして、検討委員会ではまだまだ検討する継続審議もたくさんありますので、その中に更に検討しながら、いい方向にやっていきたいと思います。来月に検討委員会をまた再開しようという考えを持っています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

船舶運営改善委員会ですけれども、委員に旅行業の専門家等を入れるようにと提案をしたことがありましたが、現在、専門家は入っていますか。旅行業者やそのOBだったり。そういうキャンセル料の取り扱い方、いろんな予約システムを扱ったことのあるプロとか、そういう人たちを入れるようにと私提案しておりますが、そういう方は入っていますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

現在の検討委員会の中には、さっきおっしゃった専門の方々が入っておりません。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

はっきり言いまして、島内だけでね、島の人たちだけでやったらドングリの背比べで、はっきり言って良い案は出てこないと思うんですよ。プロがないわけですから。外からも見る、特別な技量を持ったプロというのがいるわけですから、そういう人たちを入れてやる方向ですね。平成22年度の船舶は、黒字ではないわけですから、後で出てきますけれども、それをゼロにするためにも、冬の船を空運航しない方法とはどういうものがあるかということを検討すべきじゃないですか。検討して、はい終わりましたじゃ済みませんけれども。どう実行するかですよ。これはこれとしていいとして。

それと運航方法ですが、今年は内地の盆も沖縄の旧盆も重なっていましたが、フェリーが1便しかなくて、どうやって乗って帰ったかなと、旧盆のウークイの翌日ですね。私らはちょうど監査があったから、座間味に来ておりまして、フェリーで阿嘉に戻りました。そのフェリーに座間味で乗った時点で足の踏み場もないぐらいの人が乗っているんですね。外も内も全部。座る場所が無くて階段の下に立って何とか行きましたけど、阿嘉の港に着きましたら阿嘉でもお客さんが200名ぐらいいるんですよ、その人達はどこに乗せて帰ったのかなと。こういうものは配慮すべき事項ではないかなと。2便出すとか。これは絶対に入らない状態で

しょう。1リッターのコップに2リッターの水を入れようとしても入らないわけですよ。私は、あの人たちはカーデッキに乗せて帰ったのかなと思ったんですけど、それは違いますか。どうやって乗せたんですか、あれは月曜日でした。課長は休みでしたね、あの日は。会計課長と教育課長を除いては課長の皆さんはお休みでしたから、多分わからないと思いますけど、ああいうときにも危機管理も含めて、本当は今回、聞こうかなと思ったんだけど。なぜああいうときに、そういう対策をとらなかったのか。なぜとらなかったのか、それを話してください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公 公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

たびたびこういう場が、クイーンの欠航でよくあることなんです。それはできないことではないんですけども、事前にそういう打ち合わせをして、そういう調整が不十分だったと思います。今後は気をつけて運航管理者と船長と、事務方と相談しながら、予約状況はある程度把握できていますので、それに対して何名入ったという、そこら辺、ある程度のデータは持っていますので、そこら辺は十分注意しながら、次回からやっていきたいと思います。ただ、総合事務局に届けは後から変更もできますので、最初にやったからやらないじゃなくて、事後処理もできるみたいですから、今後、検討してやっていきたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇 議員。

○ 3番（金城善昇 議員）

これはもうずっと前からわかっているわけですよ。旧盆と月遅れの盆が一緒になるというのはわかっているわけですよ、それで予約とかもいろいろそのときに入ってくるわけですからね。ただ島の人がいっぱい乗ったからダイビングの客が乗れませんでしたとなった場合にはアウトですよ。だから、そういうものも含めての運航管理、お客さんをたくさん入れないといけないういけなうと言いながら、お客さんが入れないようなシステムにしたら、何にもなりませんよ、これは。はっきり言いますが、今回のことは本当に肝に銘じてくださいよ。これは庁議ではこういう話はしないんですか。夏休み中に旧盆が重なっておりますが、運行をどうしましょうとかという話はないんですか。あつてしかるべきだと思うんですけどね、こういうのは。皆さんは、周辺のことを見なさ過ぎるんじゃないかなと。役場内だけで仕事をしているからという感じになっています。私から見たらね。周辺の状況を見ながら臨機応変に対応する事の必要性ありです、さっき課長は、事後報告でも訂正できると言っているんだしたら、そのときに気がついて、2便にするとかしておけば、あんな混雑は起きませんよ。本当に惨めなものですよ、あれは難民船ですよ。この間、北朝鮮から逃げてきた人たちがいるんだけど、あれと全く同じですよ、あんな小さい船に8名、9名もいるから。300名乗りに600名乗せるのはもっと惨めですよ。これは文明社会じゃないですよ、これは。はっきり言わせて。簡単にできるものを放っておいて何もしない。それは、はっきり言って皆さんの心の中に自分たちとは関係ないと思っている部分があるからですよ、これは。絶対にそういうことが二度とないようにしてくださいよ。

あと、みつしまの運航。今は座間味から7時45分に出て、阿嘉島から8時に出て、次が12時15分ですか、その間に、座間味からは10時にはクイーンざまみがあるから、座間味から阿嘉には行けるんですよ、ところが阿嘉からは12時のフェリーまで待たないと座間味に渡れないわけですよ。去った7月8月に9時か10時頃に座間味行きの内航船はないですかという問い合わせが多かったんですよ。座間味に泊まりたいけど、宿がなくて阿嘉に泊まっていますと。だから座間味に遊びに行きたいと。また逆もあるんですね。

阿嘉に泊まりたいけど、宿がなくて座間味に泊まっていますけれども、渡って行きたいんだけど7時45分はまだ食事していませんよと。だから10時まで待つんだけど、9時ごろはないですかというのが多いんですね。そういう観光客もふえてきていますから、その辺にもアンテナを張り巡らして、両方へ行ったり来たりできる体制というか、やったらもっと活発になるんですよ。お客さん、もっと来ますよ。今はそういうところで足止めをくらっている部分がある。これは絶対、季節限定でいいですからね、4月から10月とか、季節限定でいいですよ。そういうことは増便して、両方へ行ったり来たりできる便をね、せっかくある船ですから、有効利用するように。

あと、同じ内航路の件ですが、冬季になると座間味から出る最終便が17時15分でしたか。皆さん勤務時間は何時までですか。17時15分ですか。じゃあ、絶対間に合わないわけですよ。阿嘉、慶留間の人その15分の船に乗っていたらおかしいですよ。役場から歩いて5分かかるわけですから。これは本当に周辺から苦情が出ているんですよ。何で時間内に船に乗っているのかと。おかしいだろうと。役場はそんなことが許されるんですかと。勤務時間内に帰り支度をして、港に泊まっている船に乗っていると。何か瞬間移動でもしているんですかと言われたんですよ。そんなことは絶対にあり得ない話ですからね。だから、冬の運航も、職員がどうしてもそれで通いたいという人もいますよね。船のない人とかは。だから、そういう人がいるとして、その人たちもちゃんと利用させるというのであれば、時間をちゃんと5時半なら5時半にして出すべきじゃないかということなんですよ。冬季の最終便出発時間を5時半にすることはできますか、課長。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問、ありがとうございます。十分検討して実施していきたいと思っています。私のほうも、かなりの住民からその苦情は聞いております。どうもありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村長、今、課長自体もそういうことを聞いたことがあると言っているわけですからね。逆に、なぜ村長がそれを今まで許可しているのか、不思議に思いますよ。自分たちで5時15分まで勤務時間ですということをやっているわけだから、それを5時15分にはもう船に乗っています、いいですよ、どうぞと言ったらおかしいですよ。それは村長の責任も問われますよ。この最終便出発時間についてはどうしますか。お答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御指摘については本当にそのとおりでございまして、大変申しわけなく思っております。ただ、検証しないといけない部分は5時15分以降に船を出すときの日没等の問題もございしますので、考え方としては、みつしまの運航時間をずらすのか、あるいは根本的に就業規則の中での私たちの就業時間の変更を行うのか、何種類か方法はあると思いますが、どちらかを考えつつ、またその辺の問題点は解消させていただきたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今の時間帯の就労時間の件は、たしか2年ぐらい前に、法的にやらないといけないということで条例を変えたはずなんですけどね。それでこの時間になっているはずなんですよ。だから、その時間に合わせて、みつしまも15分にしたはずなんですよ、確か。あれは日没になったら走れない船ではないはずですよ。運航時間、あれは装備もちゃんと航海灯やらついてますからね。その日没というのはどういう問題があるのか、日没になったら何の問題があるのか聞きたい。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

基本、今1人で操船をしている部分と、法的にどうのこうのというよりも、安全面を考慮したという意味での今の私の発言でございますので、その辺は御理解ください。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

昼間、毎日一日3便も4便も走っていたらですね、この船の特性なんかがわかりますので、少々暗くなったから持てないよということはないと思うんですよ。そういう場合には、じゃあどこが危険なのか。海の上というより港の中なんです。接岸するときですよ。その場所にいかにして明るくして入れるようにするか、そういう工夫も必要なんじゃないですか。とにかく就労時間に対して、就労時間内にみつしまに乗っているということで、非常に私たちが言われていますので、これは早急に改善してください。これは改善するということがオーケーですけれども。

次ですね、21・ざまみと阿嘉島のほうは切符販売とロープとりの委託事業としてあるんですが、今年度は、平成23年度はまだ委託契約はしておりませんよね。なぜ委託契約をしていないのか、委託契約なしで何で向こうで仕事をさせているのか、その辺を説明してください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質問にお答えします。その理由ですけれども、3回ほど調整と。最初はなかなか向こうも忙しい関係上会えなくて、やっとお見えになったのは、交渉したのが6月の末あたりなんです。それが1回。それと7月に見えて、この前ということで3回なんですけど、こちらから電話をしても留守だったりして、なかなか会えなくて、こっちは予算化もして、こうこうですから急いでちょうだいということでいろいろ。ほとんど事務方の斉藤さんがいたり、いなかったりで、その方と連絡をし合ったりしたものですから、一つの理由はそれですね。それともう一つの理由としては、中身の内容的なものを変えてくれないかということもありました。それで時間がたったものですから、9月に入ってから理由書を書いていただけませんかということで、理由書を、いろいろ中身の変更についての見直しを書いてもらっていますけれども、うちとしては、これまでにいろいろお世話になってやってきたんですけれども、委託料が毎年ですけれども減っている理由は、総合事務局で監査がありまして、当時は3名でしたかね、委託販売の。これはあまりにも膨大じゃないかということで指摘されて、それを当初、損益計算で見ると見ないかわからないですよとまで指摘されて、結局、その点は内々で納まったんですけど。あれから指導がありまして、今現在、当初3名から1.5で今年は契約をしようということでやったんですけど、ちょっと1.5では厳しいと。切符販売等ですね。もう1人の方はロープとり。1日2時間で365日の計算でやって。経営が厳しいから、この単価ではもう

できないというのがその理由ですね。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私はアドバイザーの一人として経営状況を把握するために業務委託契約書の写しを貰ってきたのですが、これを見ていたらね、とんでもないですよ、これ。この委託業務の内容ですね。業務委託は5種類あるんだけれども、計算上、お金は二つ分しか出していませんよと書いてあるんですよ、これ。5つの仕事をさせるんだけど、二つ分しか払われていない。これはおかしいんじゃないですか。これは絶対にできるものではないんですよ、これは。それと、話し合いは3月に予算をつけるからには、12月からはその話をしておかないといけなんでしょう。それが何で5月からなんです。5月になって。4月1日の契約。履行すべきものを5月から、連絡がとれなかったから5月からというのはおかしいですよ。それまでにとれますよ、絶対に。これはとんでもない、こんな押しつけをされたんでは、これは仲村三雄前村長のときにね、「あなたたちは、こんなことをして、人を奴隷みたいにして扱うな」ということで、2人から3名にしたんですよ。それでやっと休みがとれる状態になったんですね。2人で365日、日当をかけられてそのままだったんですよ。これじゃあおかしいだろうということで、当時の課長、当時の産業振興課長お二人に話をしたら、じゃあ、どこどこの業務も一緒に委託してあげましょうということで、上げてきたんですよ、これ。ところが、今この計算書を見ているとね、15万円の12カ月を1.5人。あとクイーン、フェリーの入港、出港時のロープとりが750円掛ける2時間の360日。何でこれは365ではないのかわからないけれども、それで324万円ですよ。これははっきり言って、1日2時間。要するに1日2時間といたら、1,500円ですよ。1日1,500円で仕事をやる人がいるんですか。橋の下に寝ている人たちだったらやるかもしれませんよ。ところが20代、30代の人間がね、こういうことでやるのか。できるのか生活が、ということなんです。これは360日で計算したって54万円しかないですよ。それで仕事しますか。はっきり言って、アルバイトやパートの人でもやりませんよ、これ。その辺、どう考えていますか。そんな収入の低い人たちがいいよと思っているんですか。そんなこと考えていなかったら、総合事務局と真剣に渡りあえるはずですよ。村長はこれについてどう考えますか。決裁は村長がやるわけだから、村長の考えはどうですか、聞かせてください。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず額の妥当性ということで、これだけを見るとやはりある面、厳しいのがあるのかなという気もします。ただ、再度確認をさせていただきましたけど、いきさつも含めてですが当初、予算編成は私たちは10月過ぎから始まるんですが、そのときは事務方同士でのある程度の合意がなされていたと。年度に入りまして、経営者側との調整の中で、金額に対してちょっと折り合わない部分があつて、あちら側の主張もあつたということで契約に至っていない。その中で調整をさせていただきますということで、先ほどのうちの課長の3回目の調整という話になっている状況でございますが、まだ契約額に開きがあるというふうになってい

るようです。私たちもこのままではいけないというのは、もちろん十分認識しておりますし、この議会終了後も引き続き誠意を持って調整をさせていただきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ここにね、平成23年4月1日、座間味村役場担当者様と21・ざまみの社長から委託業務契約に関して、変更をしてくれという文書が出ているんですよ。まあ地球の裏側まで行ってないはずだから、4月1日にやったら2日にはもう届いていると思うんですがね、要はどういうことか。委託料は、平成22年度諸経費、人件費、法定福利費は440万円かかっていると。だから、平成23年度も同額の出費が予想されるかと。平成23年度の提示額は324万円であり、1年間でのマイナスは116万円となると。だから、受託したら、1年間で116万円マイナスになりますよと。だから受けられないんですよと言っているわけですよ。それだから、そのときにどう答えたかなんですよね。「いいえ、うちは上げられません」と言ったんですか。116万円といったら、大変な額ですよ、これ。はっきり言いますけど、21・ざまみというのは、座間味村が52%の株を持っていますよね。はっきり言えば、自分たちの会社なんですよ。自分たちの会社にマイナス116万円になるように委託契約、「はい、印鑑を押しなさい」では通りませんよ、これ。確かに役場の中では浮くかもしれませんが、外に借金をつくっているようなものですからね、これ。これは村民に対して申し訳ない話ですよ、これ。絶対にあってはいけないわけでしょう、向こうは440万円必要だからと、それ以下になるとマイナスになります、と、ちゃんと根拠を示しているわけですよ。それに対して、ちゃんとした返事がなされていないから、今だに、半年になるのにまだ契約がされていないわけでしょう。契約していないから契約委託金も払えない、じゃあ向こうはどうするかといったら、銀行から短期借入してでも賃金を払うわけですよ。そうしたら利子がつきますよ。自分たちで自分たちの首を絞めているようなもんですよ。自分たちの会社をマイナスにおとしめて。これは後処理問題まで出てきますよ、これは。だから、誠意を持ってやらないと、自分たちは給料があるからいいじゃないですよ、これ。とんでもない話ですよ。相手にも生活があります。その会社にもちゃんとした経営をしていかないといけないという責任がありますよ。これが全くなされていませんからね、これを読んだだけでも116万円赤字になるから、そのままさせろというわけにはいかないわけですよ、これ。決算書を見てください、皆さん。総務課長も調整監も、総会に出ているわけだからね。それでも、また赤字をつくりましょうかと。役場の仕事をやって赤字をつくりましょうかということなんですよこれは。そんなもので契約できるわけじゃないじゃないですか。はっきり言って監査していても腹が立ちますよ。いくら黒字になろうが、こういういじめをしてやったものに、何の価値もないですよ。黒字を出したって。委託契約をやっているものが全部こんな状態だったら、それは第三セクターだって倒れますよ、簡単に。毎年、毎年借金を負わせるような委託契約をしたら。これを逆にとんとんにして、ほかのもので儲けさせて借金を返させて、借金をチャラにするのがうちの役目なんですよ。それを何でこういうふうになんぞ引張るんですか。おかしいでしょう。これは村民全体の会社ですからね。今後契約はどうするのか、この場ではっきりしてください。いつまでに契約して、いつまでに委託金を払うのか。すぐに返答してください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公 公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問、その前にちょっと二、三点述べたいことがありまして、大変申しわけないと思いつつ、二、三点述べたいと思います。先ほど出た文書は9月9日に受けていまして、4月1日ではございませ

ん。実はその理由を、どうしてできないか理由を詳しく報告してくれということ、こっちから要望して9月に入ってから委託契約内容とかちゃんと明記した文書が届いています。4月1日ではございません、大変申しわけないです。公営企業課、船舶のほうとしても21・ざまみさんを困らせようとは一つも思っておりません。ただ、この段階で、交渉の段階ではなかなか時間を要したから今、ごもつともですが、そういうお叱りを受けておまして、今後、気をつけていきたいと思っています。議会が終わって後に、事務方とまたお話し合いをしようという話をしております。あしたはいるみたいですから、議会が終わった後にまたいろいろ話をしてやりたいと思います。そういうを箇条書きといいますか、そういうもので話し合いの段階でまたこじれたら困るなということで、ではどういうところを見直したほうがいいかということで、向こうからいただいた文書であります。いろいろ御心配かけて申しわけないです。すみませんでした。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

相手方の事務方はいるんですか、社長がいるんですか、あしたは。きょうからいないはずですけど。連絡をとったところ、マリンコムという会社、要するに水中可視光線の会社の件で何か経営者会議があるということで、会長、社長、部長がきょうの船で那覇に出るという話を聞いておりますので報告しておきます。村長、こういう委託金は別に黒字にさせないでもいいんですよ。マイナスにさえさせなければ。そうすれば、今、マリンコムみたいに、今後ちゃんとした儲けられる事をやっているわけだから、それから収入を上げさせて、累積赤字を減らしていく。こういう方法をとっていかないと、足を引っ張ってばかりだったら、とっとと解散させたほうがいいですよ。あしたにでも。そうしないと借金をふやすだけですからね。21・ざまみに関して同僚議員から一般質問が出ていますので、私はこれで終わります。でも、公営企業課長、委託契約は、さっさと済ませてください。そうしないと余計、信頼関係なくなりますからね。もう9月いっぱいでしょう。今受けているのは。受けているというか、承知しているのは。早く終わらさないと、公営企業の職員3名はどうしても必要になりますよ。3名必要となったら、今の委託金以上に金が出ていくんですよ。それは考えてくださいよ。以上、私はこれで終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで3番 金城善昇議員の一般質問を終わります。

続いて、6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

金城善昇議員の質問とかぶりますが、6月議会に引き続き第三セクター(株)21・ざまみについて質問します。

6月議会での私の質問に対しての執行部の答弁内容について、確認する意味で3点ほど読み上げさせてもらいます。1点目。第三セクター(株)21・ざまみ取締役員会に村から役員を入れなくて関わっていくという事について、「第三セクター(株)21・ざまみについては村長が機会あるごとに申し上げています。内分の役員にとどまらず、外から健全化を検証して存廃も含めて議論したいと申し上げています。去った6月8日仲村会長もお見えになって平成22年度の決算見込みの報告もありました。その中で大幅な改善が見られない事もあって、先程申し上げました存廃も含めて第三セクター(株)21・ざまみ取締役員会には村から役員を送り込まないで監視といいますか、厳しい視点を持ってかかわっていききたいというのが村長の考え方です」と大城総務課長が答弁されています。

2点目。6月議会で宮里哲村長は「…略、私は今回、今月中に行われるであろう株主総会におきまして、増資の話を提案させていただこうかなと思っています。この増資というのは新たな増資という考え方と、

あるいは私たちの保有している株式をどうするのかというところも含めてですね、提案させていただこうかなと考えているところがございます。したがって、もちろん先ほど総務課長が言ったように厳しい目というのは、これからも見させていただきませんが、そういう状況を今回提案させていただく。それと完全民営化の話でありますけど、例えばこれがオーケーであって、来年からすぐに完全民営化かといいますと、それはまた難しいと思います。というのは残りの株を村民の皆さんが持っているので、そこは多少、私たちはある程度、株を持つ事によって経営に多少は話が、株主さんの方々と話ができる環境を作らないといけないと思います。将来的な完全民営化というのはもちろん一つの理想形だとは思いますが1つずつハードルを越えて行くべきではないかと考えています」と答弁されています。

3点目に第三セクター(株)21・ざまみの問題について早期に諮問機関を立ち上げて、いろんな話し合いをする場をつくっていくという答弁をされています。

3点を踏まえて話を進めていきたいと思えます。

それでまず第1点目に、実は6月の株主総会、村長は出席されなかったのですが、第三セクター(株)21・ざまみの問題は地域の大きな問題だと思います。出席されるものだと期待していました。第三セクター(株)21・ざまみ定期株主総会に出席されなかった理由をお聞かせ願えないですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

行政報告の21・ざまみの総会が、字が小さくて見えないですが、6月29日にやっております。そのとき、沖縄総合通信事務所へ来訪表敬がありまして村長、出席しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

座間味に来られたということですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

そうです。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

村長は島外に出られたということですか。とても大事な用事で出られたということですか。第三セクター(株)21・ざまみよりも。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

21よりも大事なことであります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

日程を変更できなかったということですね。6月議会で第三セクター(株)21・ざまみ定期株主総会へ村長

は出席されて発言されると、提案をすると発言されていたものですから、それは6月議会での答弁を実行できなかったということですね。それから第三セクター(株)21・ざまみ定期株主総会に、座間味村役場から3名の課長が出席されていましたね。総務課長が役場を代表されて出席されたのですよね。あとの2名の課長は個人株で出席されたのですか。3名とも座間味村役場を代表して出席されたのですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

たしか代理人の署名は垣花調整官でした。オブザーバーで会計課長と総務課長が出席しました。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

定期株主総会でオブザーバーの発言権はあるのですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

許していただきました。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

許していただいた。でも、あの場では連絡はなかったと思いますが、実はね、その定期株主総会の場でも座間味村役場の3名の課長からは大した話が出てなかったですね。決算の話とかその他の話が出ていましたが、要するに定期株主総会で52%の株を持つ役場代表として、6月議会での村長答弁に基づいて発言するかと思いましたが表面的な話で終始しました。今回の第三セクター(株)21・ざまみ定期株主総会の私の感想を言いますと、第三セクター(株)21・ざまみ定期株主総会の雰囲気は180度変わっていました。2年前の定期株主総会の時には執行部に対して一般株主がものすごく攻撃的だったのですね。ところが今年の定期株主総会は村役場に対して株主総会会場の皆が総攻撃です。要するに52%の株を持つ村役場の行政責任というものに対していら立ちをみんな感じているが言えないという、その場の雰囲気が非常にあったことを感じてほしいですね。

先程の1点目について、第三セクター(株)21・ざまみ取締役員会に村役場から役員を入れなくて、第三セクター(株)21・ざまみ経営に厳しく対処していくということですが、宮里村長就任以来、これまで2回の定期株主総会が終わって事業計画、決算も認められています。その中で厳しく接すると言葉では言っていますが、事実上、第三セクター(株)21・ざまみの役員人事も含めて、事業計画・決算に関しても、すべて承認してそのまま認めていますよね。それが厳しく接していくということと整合性がないのではないかと思います。何の議論もなく、村からの役員もいないから取締役員会でもなし。定期株主総会でもなし。6月10日の議会での答弁における厳しく接していくというものは、どこでどういう形で具体的にあらわれていくのかお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

お答えします。厳しくというのは正確な表現ではなくてですね、厳しい視点を持っているいろいろ議論をしたい

というのが私の6月議会の答弁の趣旨です。どういうことをやっていくかということこれから存廃を含めてと申しあげましたから存続そして増資、清算、これがゼロベースで21・ざまみの債務、経営状況も含めて検証していきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

あのですね、存廃も含めて厳しくということですけど、実際2年間、ほとんど話し合いがされたような感じも見られません。そこでですね、ひとつ視点を変えてお聞きします。村が52%を出資している第三セクター、はっきり言って実際、村のものです。村の会社です。村が52%出資するということの大義は現状どこにあるのか。村が出資する三セクの公益性、公共性というものをどうお考えになっているのか。そこについて村の考え方を聞かせてもらえないでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

三セク、型どおりに言うと公益性、公共性、大変出資が、村が一番の筆頭株主ですから、大義で言いますと、村の業務を補完する形で設立がし、運営がされてきたと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

村が52%も出資するわけですから、具体的に地域への貢献、住民への受益、そういったのを与えないといけないですね。そうじゃないと52%の出資は道義が通らないわけです。そこで、今、第三セクター(株)21・ざまみの業務内容の村からの委託事業はかなり少ないですね。以前は村の委託事業も第三セクター(株)21・ざまみにお願いしていた経緯がありましたが、今は、これを第三セクター(株)21・ざまみと契約していないという状況が発生したことにより、公益性、公共性というのが大分薄れてきたと私は思います。村の委託事業を第三セクター(株)21・ざまみから契約を減らしたという目的と理由をお聞かせ願えますか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

私のほうからお答えさせていただきます。確かに過去にはごみ処理の委託であったり、ターミナルの清掃等があったと思います。先ほど金城善昇議員の中でも契約額についての開きという話が出ましたが、要するに合意に至らなかったということです。それで直営に戻したという経緯があります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

この合意に至らなかったというのは多分、新体制になってからですよ。前のときからですか。行政が52%の株を持っていて行政指導なり経営指導というのが結構な力を持つてできると私は思っています。契約に至らなかったというものはどういうことか、ちょっと理解しづらいのですが、第三セクター(株)21・ざまみと決裂したのですか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

大分前の話になりますけれども平成17年に一度、21の財務状況というのを全部調べたことがあります。国の職員が7カ月ぐらいいたときなんですけど、これを中心にしてやりまして経費を見直してくれとかですね、これを落とせばもっと収益は上がるだろうというような指導はやった経緯が当時はあります。ただ、今の役員とはちょっと会社も、村の執行体制も変わっていますけど、そういう経緯はあります。あと、例えばこの業務に関しては、このままやっても赤字にしかならないから、逆に向こうから、これは戻したいという話もありました。それについては決裂とかということではなくて、この業務はできないという話でしたので、じゃあ職員に戻しましょうということに戻したということです。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

最初から、そこで村役場と第三セクター(株)21・ざまみとが本来はもうちょっと中身のある話ができればよかったのですが当時は第三セクター(株)21・ざまみの評判も悪かったし、実際、村が52%を出資するという第三セクターに対し、行政側の指導力というのはものすごくあると思います。これが三セク経営に生かされていないように感じますが実際、委託業務先の話もありましたが委託業務の問題、契約の内容についての客観性、妥当性があつたかどうか。どちらが正しいのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

先ほど来のプロセス、過程において、我がほうの一課のほうが十分理解をさせて、契約に至らなかったプロセスについてはですね、課長初め村長も率直におわびしていると思います。それで中身の妥当性というのはですね、互いの契約ですので、これは主義主張がございますので、この場ではちょっと細かい資料を見ていませんので、即答はできないと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

あのですね。第三セクター(株)21・ざまみに関しては私も長年やっていますけれども結論から言いますと累積債務、負債が一番大きな問題と思っています。その負債をある程度減らさない限り村長、総務課長が言われた3つのパターンに、いろんな次の方向に進みづらいと思います。そのような意味では第三セクター(株)21・ざまみが将来、民営化するのか、清算するのか、増資するのかは別としてですね。形ありきではなく負債を少しでも減らせる環境をつくっていただきたい。ぜひやっていただきたい。第三セクター(株)21・ざまみを助けるとか守るとかではなくて、少しでも前に進める建設的な話ができる環境に、早目に環境整備をしていただきたいと思います。それが進んでいないと感じていまして村の委託事業を切った理由を聞いたのです。去年、「ふるさと雇用促進事業」で観光案内所の件がありましたね。その事業の受け皿が問題になって、一般会計から、キャンプ場の人件費から170万円出費流用せざるを得なくなった。第三セクター(株)21・ざまみと村との関係がしっくりいってれば170万円という金を無駄に使わなくて済んだはずですね。あのお金は本来、県からの補助金で出るお金ですよ。一般会計から出るお金ではないはずですね。補正予算を組んでクジラの里の人件費を埋めましたね。170万円を無駄に使っているということに住民から言われることになります。第三セクター(株)21・ざまみに依頼すれば、それはかからなかった。確かに第三セクター(株)21・ざまみの経営上の問題があるのであれば、52%の株を持っている村がちゃんと指導に入れば

いいことであって、そういうことがちゃんとできてないから170万円も無駄に出ている。逆にあそこまでやるのでしたら委託事業を全部切って、第三セクター(株)21・ざまみにはやらせないことであれば、今後の方向性も出てきて、第三セクター(株)21・ざまみ取締役役員会に対して村から役員を送り込んで事業計画を厳しくするという流れだったらわかります。ところがそこで全部、とまってしまっている。このままでいくと単なる第三セクター(株)21・ざまみ経営陣に対するいじめ。いじめで会社をつぶしにかかっているのかという話にしかならない。今、我々の地域にとっては第三セクター(株)21・ざまみの負債9,000万円近くを一気に精算というのは現村では難しいはず。現実的な話ができる環境に、ぜひ場面を進めていただきたいと思っています。そこでですね。6月議会で、いわゆる3点目の諮問機関の設置について具体的に工程なり日程を聞かせてください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

確かに村長が6月議会に諮問機関の設置で検討と言いましたけど、まだ具体的なスケジュールには至っておりません。それで先ほど来、議員御指摘の前段の部分は大変私ども共感する部分がありまして、まず、議論の末、いずれの結果も大変厳しい結果だと思います。存続、そして増資、民営化、そして清算。これらをまずやるにはですね、どうしても出資者である村民の合意形成、そして村議会の合意形成がないとできないと思っていますので、そういう雰囲気づくり、機運づくり、これを皆さんと一緒に一生懸命やっていきたいと思っています。そして諮問機関については具体的な作業に入って、おいおいスケジュールを出していきます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

あのですね、村長の任期もあと1年半ぐらいですね。次期は別として。前政権4年間で第三セクター(株)21・ざまみ21のあり方は地域の問題になっていました。新村長が就任しての2年間、何も進展してなくて、まだ諮問機関もない。とにかく場をつくりましょうということで、検討しますじゃなくて日程的にも具体的に進める気がなければ、議会の方で調査委員会をつくりましょうか。それはまずいでしょうということになりますのでね。早くスタートして問題をある程度の整理できる部分は、この1年半の中で整理した方がいいと私は思っています。具体的な話し合いの場をですね。どうですか村長、やる気はないですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。やる気がないことは全然なくてですね、ただ今、委員会のあり方、あるいはたとえば沖縄県の三セクであったり、他自治体の三セクであったりというところの情報収集を課長にはしていただいている状況がございます。その辺を含めてしっかりとした委員会なり、組織を立ち上げたいと思っていますので、私の残りは1年8カ月ぐらいだったと思いますが、その間に何もしないということはありません。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

情報収集を踏まえながらも、ぜひ人間と人間のコミュニケーションも大事です。取締役会の役員の方、

議員も含めて、まずはそのような場をつくってやらないと話を通じないと思います。この問題については12月議会でも第三セクター(株)21・ざまみの質問をさせていただきます。

2番目の質問に移ります。役場職員の意識改革と必要性和職場改革について。この質問の趣旨は、先の議会の全員協議会の中で具体的に話しており、その理解の上で進めていきます。昨今の役場の業務の遅滞の状況が目につくということを前提に進めていきます。先程も業務の進捗状況について一般質問に出ていました。役場の業務のあり方について、実際に一般職員、管理者の皆さんはどう考えているのか。担当に任せたらそれきりなのか、任せたらすべて業務は自動的に進んでいくものなのかですね。余りにもそのような事が目立ち過ぎる。直接、住民の方々とかかわっている部分については表面的に出てきますが表に出てこない部分もある。この業務の遂行における遅滞というものに対して、職場の管理者、村の管理者として、なぜそのような事が起こるのか。どのような事が原因として考えられるか。総務課長、お答え願えますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

なぜ起こるかについて、私ではコメントが難しいので、まず業務の遂行、あり方についてはですね、まず管理者としてはその方向性を示して、具体的な業務プランを言って、業務をさせるというのは大変基本のことだと思っています。ですから、日ごろから私も含めてそういう形で業務の進め方においてすぐ指示するのではなくて、具体的なコミュニケーションやディスカッションをして、進め方を議論した上で進める。これは重要なことだと思っています。基本的なところで。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

客観的に職員が仕事をしているか、していないかは分からないですね。表に問題が出てくればいいですけどね。この仕事のあり方、管理の仕方、職員、管理職、その他特別職含めて、もしそのような瑕疵があった場合に行政職の業務遂行についてのスムーズな運営を担保するのは、どこに誰に責任があるのかという事です。それは各部署にあると思いますが実際、一義的に、二義的含めてですけどどのような責任の取り方があると思いますか。総務課長、教えてもらえないですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

いろんな意味で責任のとり方はあると思います。一般的なことで申し上げますと人事です。人事をもって首長、村長はその責任のとり方というのもあります。これは一年かけた業務の結果の部分です。もちろんその場合、場合のときにおいて口頭注意なり、そしてまた改めて命じたりとか、そういう形の村長からの指示というのもあると思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

あのですね、この間、敬老の日にテレビを見ていましたら92歳の堀文子さんという人が出ていて、その彼女の口癖が「群れず、慣れず、頼らず」それを聞いて、ああ、いいなと思ったのですが、今の役場内には余りにもその逆が蔓延しているのではないか。自分達の内向きな視点だけで業務をしていないか。外から村民から、どのように見られているかという視点がまず足りないのではないか。その言葉を聞いた時に感じま

した。人事についてもですね。人事異動したら仕事をしないで、人事異動をしても何の緊張感もないですよ。誰も評価していない。別に仕事をしたことになる。事務分掌で各課に渡して職員が担当して、この業務のスケジュールの管理というのはどこに責任があるのか。職員個人ですか。余りにも問題が多過ぎる。一般住民とお話をしていたら、座間味村役場のいろんな問題について原因は何かと聞いたら手続論だと言っていましたね。それが徹底されていない。一般住民からそういうことを言われているのですよ。役場の仕事のあり方についてですよ。少し、対策は実際、考えられているのか。考える問題ではないのか。大分、話が抽象的過ぎますが議会の全員協議会で具体的に話していますから、どのように対策という形でやって行くのか。お聞かせ願えないか。例えば、始末書の問題とか。いろんな問題がありますし、まず職務怠慢の定義というのをお聞かせ願えないですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

定義になるかはよくわからないんですが、職務怠慢、いろんな場面でですね、それぞれの上司が、それをいつまでにやりなさいと命じたのができない。その中でそれは指導し、または助言をし、それでもなかなか直らないといった場合に、繰り返し注意をして直らないとなったときには懲戒と。職務怠慢で懲戒となっていくかと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

職務怠慢、能力がなくて仕事ができない人、さぼっている人、怠けている人もすべて職務怠慢で、病気の場合もそうですね。これは客観性を持って評価を出すのが非常に難しく、日々の観察等が必要になってきます。皆さんは身分や人権が保障されています。職員管理について、どのようにして見極めるかと言ったら担当課長の主観がまず大きいですね。お1人の課長にしかお聞きできませんが総務課長。課長の管理、その業務は明確にされていますか。職員管理について実際、現状はどのようになっていますか。意識として、どのようにお感じになられていますか。お聞かせ願えないですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず管理者、当然その能力があって、そのポストについていると思います。そしてその意識も十分組織をまとめ上げられる力のある方々だと思います。その意識は十分にあってですね、そして徹底されているかという、お互いは今、経営会議に庁議を加えましてですね、常に村長もコミュニケーションをとって情報交換しましょうというような機運を高めていますので、そういう中でそれぞれの決定ですね。自分はそう思うというバランスを悪くするのではなくて、それぞれが認識してそういう管理の部分で落ち度があるのか、ないのかも含めて、そういうコミュニケーションをとって全庁全体で決定をしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

課長も職員も一人一人の人間で、人間として職員とつき合うわけですね。なかなか非常に難し中で決断をしていく。例えば懲戒処分というのは、明らかに問題があったり責任を取らないといけない場合がありますね。それ以外に例えば、分限処分というのもあります。なかなか難しい話だと思いますが、そこら辺につい

て非常にあやふやな部分があると思います。これは課長の主観で客観性をどう持っていくとかがありますよね。分限処分について、少しお話しを聞かせてもらえないですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

ちょっと細かいところまでは承知はしていないんですけど、そういうふうな課題が出てきた場合は、庁議において諮って、それで懲戒委員会、懲罰委員会という組織がございまして、合議の中で決定をしていくものだと思っております。そういう形で手続は進んでいます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

病気休暇と病気休職とはまた違いますよね。病気休暇は本人の申し出という形になりますが病気休職については、これは違う形になりますよね。別にその人の意に反してもできる訳ですよ。意味わかりますよね。これは、それでは誰がやるかと言ったら、誰が最初に庁議にかけるかという話になりますよね。というのはですね。公務員として正しく業務を遂行できているか。できていないかというものに対して原因は多々あると思います。それに対する責任をどこで誰が担保して行くかという問題で少し違うみたいですが、話していて第一線である課長の皆さんだと思っておりますが、ところが人事異動で異動していくとなかなか見えない。仕事をやっているか。やっていないか見えない。一人一人の職員の仕事が見えないですよ。人事異動で業務の引き継ぎが課長まで上がるのかな。そこら辺、ぜひ皆さんの中で現実に話し合ってくださいね30名しかいない職場の中で業務が溜まっていないか。最近人事異動が多いのですが1年単位、半年単位の人事異動が多すぎて業務があらこちらずさんになっていないか。業務の引継ぎが分からない。前任者がという話ばかりが出ている。ですから、ぜひ一度整理して厳しく職務怠慢なら怠慢で処分をしましょう。仕事に対しての責任感が芽生えるような雰囲気をつくらせて処分だけではなく、きちっと、やっていただきたいと思っております。先ほど、「群れず、慣れず」と言いましたが教育課長に聞きたいのですが教員宿舎に今、職員が1人入っていますよね。経緯をお聞かせ願えないですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

ただいまの質問は、教員宿舎に教員以外の方がいるということですか。現在ですね、教員宿舎には、座間味の教員宿舎では今度の4月から県から出向して来られました、うちの総務課長が入っております。それから阿嘉のほうでは産業センター、男性の職員ですけど、仲松さんという方が一室使用しております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

教員宿舎は教員のための宿舎ですよ。ということは目的外使用ということですね。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

宿舎に入居する場合は資格というのがあるんですけど、これは座間味村の小中学校に勤務する教職員で入居を希望する者とするという規定があるんですけど、まずここに、「ただし、住宅管理者が特に認めた場合

はこの限りではない」という文言がありますので、その部分で適用しました。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

役場内部でそうやって認めたという事ですね。地域のいろんな声がありましてですね。やはり、そこはですね。なれ合わずに短期だったら仕方ない部分は分かりますが、その温度差がやはり地域と役場は違ってくるし教員宿舎の家賃も安いはずですね。今、一般ではアパートを借りると5万円以上の家賃を払います。教員宿舎の家賃は大分安いですよ。そこら辺のことは対処していただきたいと思っております。この温度差といいますか。先程言いましたが皆さんは言いたくないかも知れませんが、身分も給与も保障されている公務員に対しての目は非常に厳しいですから、ぜひ、そこを噛みしめて業務に当たって自分の足元もぜひ見つけ直して欲しいと思います。そういう事でないかと部下に何を言っても聞かないですよ。先輩たちも同じだったのではないかと。よろしくお祈いします。上司として職場の中で制度的に部下に対して業務遂行において怖がらずに仕事ができていると、公務員として仕事ができているという事が言えるような管理者にぜひなってください。お祈いします。

○ 議長（中村秀克）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第6. 認定第1号 平成22年度一般会計歳入歳出決算認定から認定第9号 平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定までの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、よろしくお祈いいたします。本日はファイルの色が違いますけど、ファイルに全会計を準備させていただいておりますので、最初のファイルをお開きいただきたいと思ひます。

認定第1号

平成22年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度座間味村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳 入 決 算 額 ¥1, 683, 861, 564

歳出決算額 ￥1,504,748,559
 歳入歳出差引額 ￥ 179,113,005

平成23年8月23日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

平成22年度一般会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥1,683,862
2	歳 出 総 額	￥1,504,749
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥179,113
4	(1) 継続費通次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥2,253
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥2,253
5	実 質 収 支 額	￥176,860
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	￥0

平成22年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 村 税		74,029,000	88,401,757	69,905,457	0	18,496,300	△4,123,543
	1 村民税	29,301,000	33,022,262	28,468,027	0	4,554,235	△832,973
	2 固定資産税	38,934,000	47,965,300	34,619,235	0	13,346,065	△4,314,765
	3 軽自動車税	2,070,000	2,494,100	1,898,100	0	596,000	△171,900
	4 村たばこ税	3,724,000	4,920,095	4,920,095	0	0	1,196,095
2 地方譲与税		8,797,000	8,985,005	8,985,005	0	0	188,005
	1 地方揮発油譲与税	2,410,000	2,643,000	2,643,000	0	0	233,000
	2 自動車重量譲与税	6,385,000	6,342,000	6,342,000	0	0	△43,000
	3 地方道路譲与税	1,000	5	5	0	0	△995
	4 航空機燃料譲与税	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 利子割交付金		196,000	235,000	235,000	0	0	39,000
	1 利子割交付金	196,000	235,000	235,000	0	0	39,000
4 配当割交付金		45,000	46,000	46,000	0	0	1,000
	1 配当割交付金	45,000	46,000	46,000	0	0	1,000
5 株式等譲渡所得割交付金		29,000	18,000	18,000	0	0	△11,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	29,000	18,000	18,000	0	0	△11,000
6 地方消費税交付金		9,946,000	10,341,000	10,341,000	0	0	395,000
	1 地方消費税交付金	9,946,000	10,341,000	10,341,000	0	0	395,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
7 自動車取得税交付金		1,874,000	1,608,000	1,608,000	0	0	△266,000
	1 自動車取得税交付金	1,874,000	1,608,000	1,608,000	0	0	△266,000
8 地方特例交付金		3,000	4,271,000	4,271,000	0	0	4,268,000
	1 地方特例交付金	2,000	4,271,000	4,271,000	0	0	4,269,000
	2 特別交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
9 地方交付税		861,788,000	969,677,000	969,677,000	0	0	107,889,000
	1 地方交付税	861,788,000	969,677,000	969,677,000	0	0	107,889,000
10 分担金及び負担金		3,000	0	0	0	0	△3,000
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 負担金	2,000	0	0	0	0	△2,000
11 使用料及び手数料		49,844,000	43,784,260	42,638,460	0	1,145,800	△7,205,540
	1 使用料	45,709,000	39,449,191	38,303,391	0	1,145,800	△7,405,609
	2 手数料	4,135,000	4,335,069	4,335,069	0	0	200,069
12 国庫支出金		182,436,000	138,795,197	138,795,197	0	0	△43,640,803
	1 国庫負担金	17,367,000	16,067,551	16,067,551	0	0	△1,299,449
	2 国庫補助金	159,989,000	117,796,843	117,796,843	0	0	△42,192,157
	3 国庫委託金	5,080,000	4,930,803	4,930,803	0	0	△149,197
13 県支出金		83,403,000	64,870,195	64,870,195	0	0	△18,532,805
	1 県負担金	11,563,000	10,621,253	10,621,253	0	0	△941,747
	2 県補助金	41,808,000	26,286,111	26,286,111	0	0	△15,521,889
	3 県委託金	30,032,000	27,962,831	27,962,831	0	0	△2,069,169

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
14 財産収入		327,000	144,864	144,864	0	0	△182,136
	1 財産運用収入	325,000	144,864	144,864	0	0	△180,136
	2 財産売却収入	2,000	0	0	0	0	△2,000
15 寄附金		2,920,000	2,535,000	2,535,000	0	0	△385,000
	1 寄附金	2,920,000	2,535,000	2,535,000	0	0	△385,000
16 繰入金		2,654,000	1,902,240	1,902,240	0	0	△751,760
	1 特別会計繰入金	1,000	168,240	168,240	0	0	167,240
	2 基金繰入金	2,653,000	1,734,000	1,734,000	0	0	△919,000
17 繰越金		143,420,000	143,419,199	143,419,199	0	0	△801
	1 繰越金	143,420,000	143,419,199	143,419,199	0	0	△801
18 諸収入		11,710,000	10,855,947	10,855,947	0	0	△854,053
	1 延滞金、加算金及び過料	3,000	0	0	0	0	△3,000
	2 預金利子	1,000	56,120	56,120	0	0	55,120
	3 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 雑収入	11,705,000	10,799,827	10,799,827	0	0	△905,173
19 村債		214,714,000	213,614,000	213,614,000	0	0	△1,110,000
	1 村債	214,714,000	213,614,000	213,614,000	0	0	△1,110,000
歳入合計		1,648,138,000	1,703,503,664	1,683,861,564	0	19,642,100	35,723,564

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
1 議会費		34,139,000	31,732,163	0	2,406,837	2,406,837
	1 議会費	34,139,000	31,732,163	0	2,406,837	2,406,837
2 総務費		310,554,000	287,894,951	6,300,000	16,359,049	22,659,049
	1 総務管理費	280,859,000	260,026,689	6,300,000	14,532,311	20,832,311
	2 徴税費	14,570,000	14,022,766	0	547,234	547,234
	3 戸籍住民基本台帳費	6,667,000	6,526,899	0	140,101	140,101
	4 選挙費	6,129,000	5,870,242	0	258,758	258,758
	5 統計調査費	1,233,000	381,602	0	851,398	851,398
	6 監査委員費	1,096,000	1,066,753	0	29,247	29,247
3 民生費		155,141,000	129,001,008	12,600,000	13,539,992	26,139,992
	1 社会福祉費	110,044,000	97,144,181	1,050,000	11,849,819	12,889,819
	2 児童福祉費	45,083,000	31,845,487	11,550,000	1,687,513	13,237,513
	3 生活保護費	13,000	11,340	0	1,660	1,660
	4 災害救助費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 衛生費		164,930,000	140,406,207	8,420,000	16,103,793	24,523,793
	1 保健衛生費	122,844,000	111,628,802	8,420,000	7,795,198	11,215,198
	2 清掃費	42,086,000	28,777,405	5,000,000	8,308,595	13,308,595
5 労働費		19,251,000	11,225,000	0	8,026,000	8,026,000
	1 失業対策費	19,251,000	11,225,000	0	8,026,000	8,026,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
6 農林水産業費		76,902,000	61,955,818	3,150,000	11,796,182	14,946,182
	1 農業費	20,094,000	18,448,927	0	1,645,073	1,645,073
	2 林業費	23,533,000	18,748,363	0	4,784,637	4,784,637
	3 水産業費	33,275,000	24,758,528	3,150,000	5,366,472	8,516,472
7 商工費		41,450,000	38,054,875	0	3,395,125	3,395,125
	1 商工費	41,450,000	38,054,875	0	3,395,125	3,395,125
8 土木費		176,020,000	169,878,761	1,050,000	5,091,239	6,141,239
	1 土木管理費	10,081,000	9,798,367	0	282,633	282,633
	2 道路橋りょう費	71,430,000	68,308,220	1,050,000	2,071,780	3,121,780
	3 河川費	9,160,000	8,488,281	0	671,719	671,719
	4 港湾費	18,471,000	17,979,826	0	491,174	491,174
	5 下水道費	41,699,000	40,999,000	0	700,000	700,000
	6 住宅費	2,576,000	2,573,427	0	2,573	2,573
	7 空港費	22,603,000	21,731,640	0	871,360	871,360
9 消防費		21,878,000	15,800,796	5,260,000	817,204	6,077,204
	1 消防費	21,878,000	15,800,796	5,260,000	817,204	6,077,204

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
10	教育費	165,166,000	143,342,379	7,430,000	14,393,621	21,823,621
	1 教育総務費	57,369,000	52,991,451	0	4,377,549	4,377,549
	2 小学校費	31,169,000	26,073,817	1,900,000	3,195,183	5,095,183
	3 中学校費	15,324,000	12,961,038	0	2,362,962	2,362,962
	4 幼稚園費	24,796,000	24,520,844	0	275,156	275,156
	5 社会教育費	13,418,000	7,219,416	5,530,000	668,584	6,198,584
	6 保健体育費	23,090,000	19,575,813	0	3,514,187	3,514,187
11	災害復旧費	4,000	0	0	4,000	4,000
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 文教施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
12	公債費	454,221,000	447,382,601	0	6,838,399	6,838,399
	1 公債費	454,221,000	447,382,601	0	6,838,399	6,838,399
13	諸支出金	28,082,000	28,074,000	0	8,000	8,000
	1 普通財産取得費	4,000	0	0	4,000	4,000
	2 公営企業費	28,076,000	28,074,000	0	2,000	2,000
	3 基金費	2,000	0	0	2,000	2,000
14	予備費	400,000	0	0	400,000	400,000
	1 予備費	400,000	0	0	400,000	400,000
歳出合計		1,648,138,000	1,504,748,559	44,210,000	99,179,441	143,389,441

歳入歳出差引残額

179,113,005円

平成23年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第2号

平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥160,689,235
 歳出決算額 ￥154,781,536
 歳入歳出差引額 ￥ 5,907,699

平成23年8月23日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成22年度国民健康保険事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥160,689
2	歳 出 総 額	￥154,782
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥5,907
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥5,907
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険税		31,816,000	36,063,273	29,792,216	0	6,271,057	△2,023,784
	1 国民健康保険税	31,816,000	36,063,273	29,792,216	0	6,271,057	△2,023,784
2 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 使用料及び手数料		3,000	47,100	47,100	0	0	44,100
	1 使用料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 手数料	2,000	47,100	47,100	0	0	45,100
4 国庫支出金		58,336,000	62,770,074	62,770,074	0	0	4,434,074
	1 国庫負担金	37,547,000	36,078,115	36,078,115	0	0	△1,468,885
	2 国庫補助金	20,789,000	26,691,959	26,691,959	0	0	5,902,959
5 療養給付費交付金		3,412,000	2,874,000	2,874,000	0	0	△538,000
	1 療養給付費交付金	3,412,000	2,874,000	2,874,000	0	0	△538,000
6 前期高齢者交付金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 前期高齢者交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
7 県支出金		10,462,000	14,427,739	14,427,739	0	0	3,965,739
	1 県負担金	495,000	700,739	700,739	0	0	205,739
	2 県補助金	9,967,000	13,727,000	13,727,000	0	0	3,760,000
8 連合会支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 連合会補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
9 共同事業交付金		24,669,000	21,052,582	21,052,582	0	0	△3,616,418
	1 共同事業交付金	24,669,000	21,052,582	21,052,582	0	0	△3,616,418
10 繰入金		28,009,000	18,077,000	18,077,000	0	0	△9,932,000
	1 一般会計繰入金	28,008,000	18,077,000	18,077,000	0	0	△9,931,000
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
11 繰越金		11,498,000	11,497,709	11,497,709	0	0	△291
	1 繰越金	11,498,000	11,497,709	11,497,709	0	0	△291
12 諸収入		11,000	150,815	150,815	0	0	139,815
	1 延滞金及び過料	3,000	142,000	142,000	0	0	139,000
	2 預金利子	2,000	8,515	8,515	0	0	6,515
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 雑入	5,000	300	300	0	0	△4,700
歳入合計		168,219,000	166,960,292	160,689,235	0	6,271,057	△7,529,765

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		9,380,000	8,453,264	0	926,736	926,736
	1 総務管理費	9,300,000	8,420,924	0	879,076	879,076
	2 徴税費	17,000	0	0	17,000	17,000
	3 運営協議会費	62,000	32,340	0	29,660	29,660
	4 趣旨普及費	1,000	0	0	1,000	1,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
2 保険給付費		79,986,000	74,960,008	0	5,025,992	5,025,992
	1 療養諸費	66,463,000	63,777,170	0	2,685,830	2,685,830
	2 高額療養費	11,349,000	9,491,998	0	1,857,002	1,857,002
	3 出産育児諸費	2,102,000	1,680,840	0	421,160	421,160
	4 葬祭諸費	70,000	10,000	0	60,000	60,000
	5 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
3 後期高齢者支援金等		22,572,000	22,569,388	0	2,612	2,612
	1 後期高齢者支援金等	22,572,000	22,569,388	0	2,612	2,612
4 前期高齢者納付金等		3,177,000	3,176,165	0	835	835
	1 前期高齢者納付金等	3,177,000	3,176,165	0	835	835
5 老人保健拠出金		3,076,000	3,073,732	0	2,268	2,268
	1 老人保健拠出金	3,076,000	3,073,732	0	2,268	2,268
6 介護納付金		10,307,000	10,306,392	0	608	608
	1 介護納付金	10,307,000	10,306,392	0	608	608
7 共同事業拠出金		26,263,000	26,257,612	0	5,388	5,388
	1 共同事業拠出金	26,263,000	26,257,612	0	5,388	5,388
8 保健事業費		5,983,000	3,173,885	0	2,809,115	2,809,115
	1 特定健康診査等事業費	2,053,000	1,068,730	0	984,270	984,270
	2 保健事業費	3,930,000	2,105,155	0	1,824,845	1,824,845
9 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
10 公債費		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 公債費	2,000	0	0	2,000	2,000
11 諸支出金		2,813,000	2,811,090	0	1,910	1,910
	1 償還金及び還付加算金	2,813,000	2,811,090	0	1,910	1,910
12 予備費		4,659,000	0	0	4,659,000	4,659,000
	1 予備費	4,659,000	0	0	4,659,000	4,659,000
歳出合計		168,219,000	154,781,536	0	13,437,464	13,437,464

歳入歳出差引残額

5,907,699円

平成23年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第3号

平成22年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥168,240
 歳出決算額 ￥168,240
 歳入歳出差引額 ￥ 0

平成23年8月23日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成22年度老人保健事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥168
2	歳 出 総 額	￥168
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥0
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥0
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成22年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 支払基金交付金		36,000	0	0	0	0	△36,000
	1 支払基金交付金	36,000	0	0	0	0	△36,000
2 国庫支出金		18,000	0	0	0	0	△18,000
	1 国庫負担金	18,000	0	0	0	0	△18,000
3 県支出金		5,000	0	0	0	0	△5,000
	1 県負担金	5,000	0	0	0	0	△5,000
4 繰入金		9,000	0	0	0	0	△9,000
	1 一般会計繰入金	9,000	0	0	0	0	△9,000
5 繰越金		167,000	166,180	166,180	0	0	△820
	1 繰越金	167,000	166,180	166,180	0	0	△820
6 諸収入		11,000	2,060	2,060	0	0	△8,940
	1 延滞金及び加算金	2,000	0	0	0	0	△2,000
	2 預金利子	5,000	1,670	1,670	0	0	△3,330
	3 雑収入	4,000	390	390	0	0	△3,610
歳入合計		246,000	168,240	168,240	0	0	△77,760

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 医療諸費		71,000	0	0	71,000	71,000
	1 医療諸費	71,000	0	0	71,000	71,000
2 諸支出金		174,000	168,240	0	5,760	5,760
	1 償還金	3,000	0	0	3,000	3,000
	2 諸支出金	171,000	168,240	0	2,760	2,760
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		246,000	168,240	0	77,760	77,760

歳入歳出差引残額

0円

平成23年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第4号

平成22年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥9,395,983
 歳出決算額 ￥9,369,829
 歳入歳出差引額 ￥ 26,154

平成23年8月23日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成22年度後期高齢者医療事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥9,396
2	歳 出 総 額	￥9,396
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥26
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥26
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成22年度座間味村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	後期高齢者医療保険料	6,212,000	4,829,499	4,829,499	0	0	△1,382,501
	1 後期高齢者医療保険料	6,212,000	4,829,499	4,829,499	0	0	△1,382,501
2	使用料及び手数料	2,000	300	300	0	0	△1,700
	1 手数料	2,000	300	300	0	0	△1,700
3	寄附金	2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 寄附金	2,000	0	0	0	0	△2,000
4	繰入金	4,713,000	4,561,180	4,561,180	0	0	△151,820
	1 一般会計繰入金	4,713,000	4,561,180	4,561,180	0	0	△151,820
5	繰越金	1,000	3,732	3,732	0	0	2,732
	1 繰越金	1,000	3,732	3,732	0	0	2,732
6	諸収入	12,000	1,272	1,272	0	0	△10,728
	1 延滞料、加算金及び過料	2,000	0	0	0	0	△2,000
	2 償還金及び還付加算金	2,000	0	0	0	0	△2,000
	3 預金利子	1,000	1,272	1,272	0	0	272
	4 貸付金元利収入	2,000	0	0	0	0	△2,000
	5 雑入	5,000	0	0	0	0	△5,000
歳入合計		10,942,000	9,395,983	9,395,983	0	0	△1,546,017

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総 務 費		883,000	799,150	0	83,850	83,850
	1 総 務 管 理 費	843,000	799,150	0	63,850	63,850
	2 徴 収 費	40,000	20,000	0	20,000	20,000
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		10,055,000	8,570,679	0	1,484,321	1,484,321
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	10,055,000	8,570,679	0	1,484,321	1,484,321
3 諸 支 出 金		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 繰 出 金	1,000	0	0	1,000	1,000
4 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		10,942,000	9,369,829	0	1,572,171	1,572,171

歳入歳出差引残額

26,154円

平成23年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第5号

平成22年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥536,533,717
 歳出決算額 ￥582,460,576
 歳入歳出差引額 ￥-45,926,859

平成23年8月23日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

平成22年度航路事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥536,534
2	歳 出 総 額	￥582,461
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥△45,927
4	(1) 継続費通次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥△45,927
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

歳入歳出差引不足額45,926,859円。

このため翌年度繰上充用金45,926,859円で歳入不足を補填した。

平成22年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		594,148,000	539,675,313	536,533,717	0	3,141,596	△57,614,283
	1 運航収入	563,424,000	507,052,811	503,911,215	0	3,141,596	△59,512,785
	2 営業収益	2,647,000	4,548,502	4,548,502	0	0	1,901,502
	3 営業外収益	28,077,000	28,074,000	28,074,000	0	0	△3,000
2 繰越金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 村債		4,000	0	0	0	0	△4,000
	1 村債	4,000	0	0	0	0	△4,000
歳入合計		594,153,000	539,675,313	536,533,717	0	3,141,596	△57,619,283

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運航費用		353,492,000	352,072,669	0	1,419,331	1,419,331
	1 旅客費	3,438,000	3,205,110	0	232,890	232,890
	2 自動車航送取扱費	288,000	208,452	0	79,548	79,548
	3 貨物費	451,000	428,320	0	22,680	22,680
	4 郵便取扱費	1,000	0	0	1,000	1,000
	5 燃料潤滑油費	125,782,000	125,677,090	0	104,910	104,910
	6 養缶水費	924,000	919,344	0	4,656	4,656

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運航費用	7 港費	5,202,000	5,190,663	0	11,337	11,337
	8 雑費	1,050,000	1,046,058	0	3,942	3,942
	9 船費	216,356,000	215,397,632	0	958,368	958,368
2 営業費用		120,419,000	118,175,544	0	2,243,456	2,243,456
	1 保険料	2,022,000	1,892,710	0	129,290	129,290
	2 減価償却費	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 船舶備船料	52,288,000	52,123,547	0	164,453	164,453
	4 航路付属施設費	890,000	866,928	0	23,072	23,072
	5 店費	65,218,000	63,292,359	0	1,925,641	1,925,641
3 財産費		4,000	0	0	4,000	4,000
	1 普通財産費	3,000	0	0	3,000	3,000
	2 積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
4 事業税費		13,345,000	6,669,400	0	6,675,600	6,675,600
	1 営業外費用	13,345,000	6,669,400	0	6,675,600	6,675,600
5 公債費		76,819,000	75,967,464	0	851,536	851,536
	1 公債費	76,819,000	75,967,464	0	851,536	851,536
6 予備費		498,000	0	0	498,000	498,000
	1 予備費	498,000	0	0	498,000	498,000
7 前年度繰上充用金		29,576,000	29,575,499	0	501	501
	1 前年度繰上充用金	29,576,000	29,575,499	0	501	501
歳出合計		594,153,000	582,460,576	0	11,692,424	11,692,424

歳入歳出差引残額

45,926,859円

平成23年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第6号

平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥162,491,137
 歳出決算額 ￥161,966,257
 歳入歳出差引額 ￥ 524,880

平成23年8月23日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成22年度簡易水道事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥162,491
2	歳 出 総 額	￥161,966
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥525
4	(1) 継続費逓次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥525
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 簡易水道事業収入		36,292,000	42,622,829	28,765,962	0	13,856,867	△7,526,038
	1 営業収入	36,292,000	42,622,829	28,765,962	0	13,856,867	△7,526,038
2 財産収入		1,000	4,560	4,560	0	0	3,560
	1 財産運用収入	1,000	4,560	4,560	0	0	3,560
3 繰入金		109,557,500	93,818,000	93,818,000	0	0	△15,739,500
	1 繰入金	109,557,500	93,818,000	93,818,000	0	0	△15,739,500
4 国庫支出金		26,702,000	26,702,000	26,702,000	0	0	0
	1 国庫補助金	26,702,000	26,702,000	26,702,000	0	0	0
5 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
6 諸収入		2,000	615	615	0	0	△1,385
	1 雑収入	2,000	615	615	0	0	△1,385
7 繰越金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
8 村債		13,200,000	13,200,000	13,200,000	0	0	0
	1 村債	13,200,000	13,200,000	13,200,000	0	0	0
歳入合計		185,756,500	176,348,004	162,491,137	0	13,856,867	△23,265,363

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 簡易水道事業費		88,293,500	78,821,750	1,900,000	7,571,750	9,471,750
	1 営業費	88,293,500	78,821,750	1,900,000	7,571,750	9,471,750
2 公債費		86,764,000	81,300,161	0	5,463,839	5,463,839
	1 公債費	86,764,000	81,300,161	0	5,463,839	5,463,839
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 前年度繰上充用金		10,698,000	1,844,346	0	8,853,654	8,853,654
	1 前年度繰上充用金	10,698,000	1,844,346	0	8,853,654	8,853,654
歳出合計		185,756,500	161,966,257	1,900,000	21,890,243	23,790,243

歳入歳出差引残額

524,880円

平成23年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第7号

平成22年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥55,347,534
 歳出決算額 ￥55,311,989
 歳入歳出差引額 ￥ 35,545

平成23年8月23日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成22年度下水道事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥55,348
2	歳 出 総 額	￥55,312
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥36
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥36
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成22年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 下水道収入		8,720,000	8,125,704	8,367,735	0	△242,031	△352,265
	1 下水道収入	8,720,000	8,125,704	8,367,735	0	△242,031	△352,265
3 国庫支出金		6,000,000	5,796,000	5,796,000	0	0	△204,000
	1 国庫補助金	6,000,000	5,796,000	5,796,000	0	0	△204,000
4 繰入金		41,699,000	17,000,000	40,999,000	0	△23,999,000	△700,000
	1 繰入金	41,699,000	17,000,000	40,999,000	0	△23,999,000	△700,000
5 繰越金		185,000	184,799	184,799	0	0	△201
	1 繰越金	185,000	184,799	184,799	0	0	△201
6 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		56,606,000	31,106,503	55,347,534	0	△24,241,031	△1,258,466

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 下水道事業費		21,964,000	20,682,864	0	1,281,136	1,281,136
	1 下水道事業費	21,964,000	20,682,864	0	1,281,136	1,281,136
2 公債費		34,641,000	34,629,125	0	11,875	11,875
	1 公債費	34,641,000	34,629,125	0	11,875	11,875
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		56,606,000	55,311,989	0	1,294,011	1,294,011

歳入歳出差引残額

35,545円

平成23年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第8号

平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥26,471,708
 歳出決算額 ￥26,351,156
 歳入歳出差引額 ￥ 120,552

平成23年8月23日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成22年度漁業集落排水事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥26,472
2	歳 出 総 額	￥26,351
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥121
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥121
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		4,207,000	4,660,582	4,522,910	0	137,672	315,910
	1 下水道収入	4,207,000	4,660,582	4,522,910	0	137,672	315,910
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		29,225,000	21,875,000	21,875,000	0	0	△7,350,000
	1 繰入金	29,225,000	21,875,000	21,875,000	0	0	△7,350,000
6 繰越金		74,000	73,798	73,798	0	0	△202
	1 繰越金	74,000	73,798	73,798	0	0	△202
7 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		33,510,000	26,609,380	26,471,708	0	137,672	△7,038,292

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 漁業集落排水事業費		18,518,000	14,607,132	3,150,000	760,868	3,910,868
	1 漁業集落排水事業費	18,518,000	14,607,132	3,150,000	760,868	3,910,868
2 公債費		14,991,000	11,744,024	0	3,246,976	3,246,976
	1 公債費	14,991,000	11,744,024	0	3,246,976	3,246,976
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		33,510,000	26,351,156	3,150,000	4,008,844	7,158,844

歳入歳出差引残額

120,552円

平成23年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第9号

平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月21日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥4,594,426
 歳出決算額 ￥4,517,820
 歳入歳出差引額 ￥ 76,606

平成23年8月23日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成22年度農業集落排水事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥4,594
2	歳 出 総 額	￥4,518
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥76
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥76
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		546,000	704,092	704,092	0	0	158,092
	1 下水道収入	546,000	704,092	704,092	0	0	158,092
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		4,596,000	3,496,000	3,496,000	0	0	△1,100,000
	1 繰入金	4,596,000	3,496,000	3,496,000	0	0	△1,100,000
6 繰越金		395,000	394,334	394,334	0	0	△666
	1 繰越金	395,000	394,334	394,334	0	0	△666
7 村債		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		5,542,000	4,594,426	4,594,426	0	0	△947,574

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 農業集落排水事業費		3,233,000	2,754,495	0	478,505	478,505
	1 農業集落排水事業費	3,233,000	2,754,495	0	478,505	478,505
2 公債費		2,308,000	1,763,325	0	544,675	544,675
	1 公債費	2,308,000	1,763,325	0	544,675	544,675
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		5,542,000	4,517,820	0	1,024,180	1,024,180

歳入歳出差引残額

76,606円

平成23年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

なお、詳細につきましては先だっで行われました全員協議会の中で担当のほうから説明させていただきましたので、説明のほうは省かせていただきます。以上、よろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7．認定第1号 平成22年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
これから質疑を行います。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

一般質問はやりませんでしたので、それとまた優しくいきたいと思います。平成22年度の決算につきまして、若干、質疑をしたいと思います。初めに、歳入の部でございますけれども、その中で税は歳入における最も有力な財源であります。一方、住民からすれば、義務として納入すべき公的負担でもあるわけですね。それにおきまして、滞納を生じていることがあれば、期限までに納税に善良をもって納めなければ不公平を生じることになるので、職員も徴収努力に努めてまいったと思いますが、そこにおきまして、平成22年度の村税におきまして、1,800万円の収入未済額が生じております。これにつきまして説明を求めたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

御指摘のとおり村税はトータルで1,849万6,300円の収入未済がございます。経緯についてもですね、これまでの経緯についても平成19年から4年間の徴収、徴税率、徴収率もですね平成19年が88.8%、平成20年が87.2%、平成21年が87.4%、平成22年が85.8%と若干率も悪くなっております。昨今のリーマンショックからの不景気もございまして、税収の厳しい、景気も少なからず影響があるかと思っております。これは今の徴収率、個人村民税でございます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これは5月31日の紙面だと思いますけれども、現在はどのくらいの徴収になっているか、もう一つお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

上半期の部分と年度途中の税の率は調べれば出るかとは思いますが、今年はずいぶん、納入告知、督促状を収納整理期間に発しましたところ、かなり意識も高くなりまして、7月、8月、つい最近9月の徴収、阿嘉などの徴収でも通常の倍以上と聞いておりますけれども、そういう税の、うっかりのミスはですね、こういう形で防げますので、そういう形で職員は頑張っています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この税につきましては、平成22年度におきましては予算額が7,900万円で、そのうちに収入額が新たに600万円になって、そすると未済額1,500万円なんですね。この平成22年度におきまして、1,

800万円というのは300万円も多くなっているわけですね、去年度よりは。だから、それがどうしてそのように多くなっているのか、また徴収率がそれだけ職員の働きが弱かったのかどうかですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

先ほど来から景気が左右している部分が多々あると思います。それで徴収に向けてはですね、対策に向けては職員が一生懸命頑張っております。今後も先ほど言った督促状の発し方を早目にした。そして続いて検討させているのは、県との共同催告という形で村長命、色を変えた督促状、これをだしました。次は県知事と両方がですね、県民税も含めた形の共同催告という形で、近々発する予定にしていますので、去年までの数字は確かに先ほど申し上げたとおり悪くなりましたけれども、今年は職員一丸となって頑張っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この村税というのは最も有力な財源の一つでございますので、今後は職員一体となって、その徴収率に力を入れていただきたいと、このように思っております。それから収入でございます。18ページでございますけれども、こちらに使用料がありまして、114万円余りの収入未済額が計上されているわけですが、この内訳をお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

先ほどからA3になって、ちょっとずれておりますけれども、実際のところはですね114万5,800円は公営住宅の住宅使用料が未済になっております。これはですね、過去にですね、数年前にかなり未済をした方がいてですね、繰り越している部分だと思います。新規ですと、現年分に対しては96.4%なんですね。繰り越し。あとはちょんぼで2月、3月は納めなかったという部分が、改善はしていると思います。この100万円というのはですね、過去の、数年前に発生したやつの繰り越しがずっと滞納している状況です。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これを見ましたら、住宅の使用料でございますけれども、これは何軒の方がそうなのか、ちょっと聞きたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

114万円の主な内訳ですけど、まず65万円は阿嘉の公営住宅で、もう既に転出して居所不明になっている部分ですね。28万円、これは座間味で1件ですね。これはちょっと収入のバランスが悪いということで、なかなか滞納して、もらっていません。そして20万円、これは座間味1件ですが、平成23年度に改善しています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この村営住宅におきましては、やはり住む人が、たくさんの若者が入って、今はつくってください、建築もやりなさいなんてことを言われているわけですね。だから、沖縄県庁のほうとか、いろいろなものにおきましても、何月何日までに払わないと、転居してくださいというような、いろいろやっているところもあるんですよ。市町村においてもあるわけですね。だから、こういったようにずるずるとなってきた場合には、どうなっていくかということも村は、なるべくは考えたほうがいいんじゃないかと、こう思っているわけでございます。あちこちで若者が住みたいが家がないと。また非常に昔からの古いお家を間借りして、借りている人もたくさんいるんですよ。だから、こういったものがありますので、それは徹底してですね、例えば、本当に払える見込みがあるのかないのか、その辺も調査してやったほうが良いと思います。それにつきましては進めてもらいたいと、このように思います。

私は一遍に行きたいと思います、歳入のほうにおきましては、これだけで進めたいと思います。それから歳出のほうでございしますが、33ページの総務費でございしますが、そちらのほうに共済費のほうが121万円と、それから需用のほうが100万円余り計上、不用額が生じているんですけども、これはどうしてですか。ちょっと聞きたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

休憩をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

総務費の一般管理費ですので、予算として計上するのは、まず需用費においては庁舎の電気代、コピーの紙代等々になります。ですから、節減するとこれぐらいの数字が出るのかなという形ですね。そして、共済費についてはですね、これは人事異動に伴って、総務から給料の高い人が出て安い人が来るとこういう形で、どうしても総務のほうで人事異動に伴って不用が出るケースもあります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

総務課長、これは人事異動につきましたのこういったものというのは、なかなか通るものではないと思います。例えば、こちらのほうから人事異動になってあちらに行った場合には、あちらで給料がかかると思うんですね。そのときに共済組合に払うものというのは給料によっていろいろ、人事によって払っていくのか、ただ、こちらから流れるのはこちらにきて計上するもので、そのまま残るとというのは、これは職員の事務の怠慢じゃないかと思います。だから、いつかそのようなことがあったんですけども、これは本当に恥ずかしい話でして、共済組合は共済費が120万円も残るとというのは、これはとんでもない話だと思いますよ。だから、これにつきましたは今後、職員の徹底した指導を、私がいつも言っているように、予算書というのは今、電算にされておりますので、ボタンを押せばどこどこが余るとすぐにわかるんですよ。だから、例えばダイフクの阿真のものにおいては不用額が生じるというのは、予算の目的は十分達しながら、節約工夫によって生じるものがあるわけですね。それからもう一つは、予算決議の時点で、予想された事業の縮小、それと中止の場合にその不用額が残るわけですね。それから、予算の過大見積り、これだけになるのに、何で予算を多くつくって余ると。予算額からですね。それから、理由がないのに執行の時期を失ったもの、それが余るわけですよ。だから、これが生じないと余るものはないと思うんですが。だから、予算においてはですね、非常に今後注意してやってもらいたいと、このように思います。

それから47ページをお願いします。私は一気にいきたいと思います。47ページの民生費で社会福祉費でございますけれども、この繰出金の993万円の不用額が出ておりますけれども、どうしてそんなに不用額が出ているのか。それは補正のときに早くわかって、それを一般のほうに返す方法はなかったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質問にお答えいたします。これはですね、国民健康保険への繰出金の金額でございますが、今回ですね、国民健康保険税のほうに一般会計から繰り出す、必要がないものがこれだけの金額余った形になっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

繰り出しをやっているというのはよくわかるんですけども、このように931万円も余っているわけですね。不用額が。そんなに余った場合には、一般にちょっとぐらいは戻してもいいんじゃないかというような、今考えでございます。今言っていることはわかりますか。だから、こういったものって、こちらのほうに16億円の予算のうちから10%の1億7,000万円も余るとというのは、これはもう考えられない予算の執行でございますので、今、私が言っているのはそこでございます。だから、これもよく注意をしてもらいたいと思います。

それから52ページ。衛生の保健衛生でございますけれども、そこにおきまして、やはり380万円がそこに余っているわけですね。だから、そこにおきまして職員手当、共済費類、こういったのが100万円余り不用額になっておりますが、どうしてなのか、この説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質問にお答えいたします。この不用額が出た原因といたしましては、被保険者が退職いたしま

して、採用を募集しておりましたが採用者が見つからなかったということで、不用額が生じました。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これは何月に退職をしていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

昨年度の末、3月31日をもって退職をいたしました。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

では、これは補正に間に合わなかったわけですね。

それから56ページをお願いします。この衛生費の中の塩害修理でございますけれども、委託料が500万円余り余っていますね。500万円余りもあるのに、補正のほうで900万円もやっているんですよ、これ。これはどうしてなのか、これも非常に不思議なものですので、お願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

塵芥処理費の13の委託料の558万7,840円の不用額なんですけど、これはですね、主に大きいのは阿嘉焼却場内にある産業廃棄物の処理費。それが447万3,000円。あと、一般ごみの沖縄本島への排出、これは焼却の部分なんですけど搬出と、そして輸送費の当初計画が250トンほどを計画していましたが、50トンほど減ったということで減になっております。そういうことから、500万円余りの不用額が出ております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

今の説明でよくわかったんですけど、500万円以上、約600万円近くも余るといのはですね、大変な、次のページにもあるんですけど、これをやはり補正でもってまた入れてやらないとですね、非常にこの予算書を見た場合には非常にちぐはぐなことがありますので、今後はこういったものは気をつけてもらいたいと、このように思います。

それから57ページでございますけれども、失業対策の事業が800万円余っているわけですね。800万円余っているんですけど、今、阿嘉においても慶留間においても、座間味においてもそうだと思うんですが、今、失業をしている方々がたくさんいるわけなんです。だから、これは今、ニシの道路の草刈りとか、または海浜の掃除とか、そういった環境整備に使えるんじゃないかと思うんですよ。800万円も余る。いつかやる阿嘉の後原の村道をやる時に、予算がない、金がない、何回も言われたんですけど、今、決算を見たら800万円も余っているわけですね。だから、こういったものにおきまして、本当に執行部というのは、私からしたら仕事をしているかどうか、本当に不思議でたまらない。毎年同じことなんです。だから、こういったものにおきましては、ちゃんと仕事は仕事らしくやってもらいたい。このように思っております。

それから、最後でございますが、教育費72ページです。その職員手当、事務費のうち職員手当が190万円余っているわけですが、職員手当が190万円も余るといのはどういうわけですか、ちょっとお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

不用額194万6,000円の内訳なんですけれども、まずこれは扶養手当、それから期末手当、児童手当、期末手当の特別職の分になりますが、この中で特に大きいのは、期末手当、これが161万円の不用額が出ております。これも先ほどから言っている人事異動に、前回補佐のもので予算作成をするときに計上して、執行したのは係長だったということで、これでかなりの差が出たということと、それから、手当の過大見積もりもあったかなと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この人事異動につきまして、補佐はどこに異動したんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

今は空港のほうに移動しています。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

空港のほうというのは、一般の予算の中に入っているわけですよ。例えば船舶でしたら特会ですから、これが減になるのが当たり前だと思うんですよ。今みたいに期末手当とか、いろいろな手当等は減にして、あちらのほうを増にするのが当たり前だと思いますが、こういったところの兼ね合いというのは、ちゃんと今から勉強してやってもらいたい。このように思っております。

それから最後でございますが、80ページでございます。学校給食の需用費でございますが、200万円余っているわけですね。これは何も使わないでそのまま残っているのか、それをお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

需要費の267万5,000円についての説明なんですけど、この中には燃料費、それから食材費、水道料金、下水道料金が入っているんですけど、この中で一番大きいのは、おっしゃるとおりの食材費です。これが110万6,000円の不用額が出ております。これについてはまず各学校の行事の関係で、土日に登校して平日に振り替え休日するというのと、それから村内航路ですね。これが欠航した場合には、阿嘉校、慶留間校の児童生徒、教員合わせて現在72名の昼食分がありますけれども、これがとれなかったということと、当初予算を計上する際にですね、人事異動とかも含めて考慮して、それから食材の物価の変動とかもありますので、その辺も考慮して、ちょっと多めに組んでいたものですから、そういう不用額が出ております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

以上で大体のことはやったんですが、全体的に見せる場合には、やはり自分のやり方と違いますか、もう少し皆さん方はちゃんとしてやってもらわないと、非常にこれを見たら恥ずかしいという思いがあるわけですが、これは今後ですね、ちゃんといろいろと勉強してもらいたいと、このように思います。

最後でございますけれども、明許費が14件あるんですけど、繰越明許費。何パーセントの達成率をやったのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

この件に関しては庁内でも早く執行するよにということで、このように経済対策区分の調査表というのをずっと追いかけて調査をしています。ただ一部、例えば漁排施設の基盤の取りかえだったりですね、ケラマ鹿の阿嘉の学校の柵とか、一部終わっているのもあるんですけども、あと緑地公園の整備が一番大きな金額で1,150万円ぐらいあるんですけども、今年は台風が多いということで、台風シーズンを外して緑地の植栽とかがあるものですから、その辺を外して着手をするということで、全体的にまだ執行は進んでいない状況にあります。あとでこのデータをお上げしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

大体80%ぐらいは完成しているようですね。あとの20%はあと何年がかりでできるのか、これはわからないですけども、ただ、早目に頑張ってください。これで終わりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありますか。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ほとんど隣の金城勝英議員が聞いたので、自分が附せんをしたところがスパイされたのか、全部聞かれてしまいました。改めて二、三聞きたいと思います。歳出で62ページ。造林です。林業振興費、賃金のほうで360万円余り。林業振興費なので、賃金は造林の賃金だと、多分そうだと思いますけれども、これだけの不用額が出るということは、事業の縮小でもあったんですか、説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

林業振興費の賃金なんですけど、368万5,000円なんですけど、これは造林事業ですね。計画が2ヘクタール一応予定していたんですけど、実施できたのが1.3ヘクタールということで、事業は縮小になった。そういうことで賃金等が余ったような状況になっております。あと、それに伴っての肥料費とか、苗木等。そういうのも余るような状況になっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

2ヘクタールから1.3ヘクタールに縮小されたということなんですけれども、これは面積が探してもなかったんですか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

いや、実施する予定の面積は確保してあったんですが、実施ができなかったと。今いる作業人数では1.3ヘクタールしか実施できなかったということです。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

できれば造林ですから、いい意味で山づくり。山づくりは海づくり。できるだけ目標より上回るように頑張ってくださいと思います。

次の64ページ。観光費です。1,118万6,000円の補正がされていますけれども、賃金のほうで117万2,916円、不用とされています。改めて聞くまでもないんですけども参考のために、この補正の説明ができれば。そして、この不用の説明もあわせてお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

観光費の補正なんですが、これは主に観光案内板ですね。観光の案内板、要するに多言語板と言うんですかね。英語とか中国語それが入った3カ所に設置している。その板を作成するものの補正です。あと、不用額の117万2,000円、これは主にキャンプ場の賃金で、シーズンは3名を配置してキャンプ場の業務をやってもらうと。あと、閑散期には3名配置が必要ないものですから、3人を交代交代で業務をやってもらって、日数を調整したものですから、賃金のほうがこれだけ節約できたということでもあります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

補正の1,118万6,000円、これは観光案内板でいいんですか。委託料になったのは。観光案内板の委託料で。ターミナルの賃金を観光案内所の賃金を途中で、私の記憶違いでなければ緊急雇用か何かで年度途中から補正していると思いますけれど。私の見当違いかもしれませんね。大丈夫ですか。これは観光案内板ですか。

それから賃金の117万2,916円の不用は、これは全部キャンプ場の賃金の、向こうの案内所の賃金の不用なんですか。たしかこれも向こうから一時、向こうの予算をターミナルに持ってきたという経緯

がありますよね。それで補正してこれを計上して、さらに補正したけれども余ったんですね。何かちぐはぐな…。先ほどの補正の1, 100万円は、緊急雇用対策は全く関係ないんですか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

先ほどの案内板と観光案内所、そして先ほどのキャンプ場の賃金を含めたものが1, 100万円余りになっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

補正でキャンプ場の賃金も組んだんですけれど、そのままキャンプ場の賃金が不用でここに計上、不用計上ということでもいいんですね。あのキャンプ場も、キャンプ場といえど、いろいろなお客さんが来ます。いわゆるビーチへの案内、そしてコテージへの案内、今はその艇庫のかぎも向こうの案内所のほうで預かって案内していると思います。できればサービスの低下にならないように、これも一つの雇用ですので、しっかりといろいろなエリア、すごく広いエリアを預かっていると思いますので、ぜひ有効活用してください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに一般会計の質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成22年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第1号 平成22年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第8. 認定第2号 平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第2号 平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第9. 認定第3号 平成22年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成22年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第3号 平成22年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第10. 認定第4号 平成22年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成22年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第4号 平成22年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算認定については、認定することに決定しました。

日程第11. 認定第5号 平成22年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

航路会計は大変な赤字を出しているのに、そのまま異議なしでは議会のメンツがありませんから、実質収支額4,592万7,000円。これが翌年度繰上充当ということで、補てんしたとなっています。するしかなかったんでしょうけれども、どういうふうこれを今年度、来年度と埋め合わせていく計画をお持ちなんでしょうか。課長、お願いします。

○ 議長(中村秀克)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

ここ5年間、公営事業は赤字会計で、本当に住民に御迷惑をかけております。何といたっても気象条件に伴うものですから、今年もかなり連休等で入り込み数が減って、平成22年度は16万程度。観光客で7万人、1年でなっていますけれども、そういうもろもろがなければ、ある程度黒字ではないけど、もっと回復するのではないかなと。それともう1点、燃料の高騰ですね。それも今はちょっと89円。80円台に落ち着いていますが、本当は60円、50円ぐらいだともっと安く見込まれると思います。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

これを見ると、歳出のほうで船舶修繕費が5,750万円予算措置されていて、補正の40万円を合わせて5,786万7,000円。かなり修繕費がかかっていますけれども、これは来年も同じようにもっと膨らむんですか。

○ 議長(中村秀克)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

ただいまの質問ですけど、クイーンざまみのほうが5年に1回の定期点検でオーバーホールということで、全部取りかえないといけないものですから、昨年の実績よりは今年と来年まではその修繕費が増ということになっています。去年は修繕費は、オーバーホールはなくて、今年と来年ということになります。見通しとしては来年まではかなりの修繕費が、平成22年度よりは上回る。極端に言うと、概算でいくと部品代だけで6,000万円ぐらい、そういう見積もりが来ておりましたので、来年まではその方向に行くと思います。償還が平成24年度で、来年度でまたフェリーの償還は終わりますので、この償還と同時に5年に1回定期の整備が終われば、ある程度、見込みは見込まれると思います。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

数字を聞いていると、気が遠くなるような話なんですけど、今年度に2基とも全開放があるんですか。大きいドックがあるというのは、今年度なんですか。今年度と来年度ということは、幾らか時間を要してクイーンが欠航せざるを得ないんですね。先ほどから運航の話がたくさんほめられていますので、そのクイーンが欠航するという時期をいろいろ何とか委員会とやらでぜひ吟味して、迷惑のないような形でやっていた

だきたいと思います。数字のことを聞くと気が遠くなって、頑張ってください。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

特に船舶は人を運ばなければ金が入らないわけですね。これは非常に難しい仕事でございます。前にも一般質問のように同僚議員からあったんですけども、やはり船が、この前の台風で6日間も欠航しているわけですね。だから、きょうから大きな船が動いているんですけども、この船で観光のお客さんがたくさん、午後から飛んでくるのもたくさんいるわけですね。だから、今みたいなものを2便運航して、最後に座間味で泊まる。必ず戻らなくてもいいんですよ。朝もっと早く出せばいいんだから。そういった方法の考え方。こういった、とにかく人を多く運ばないと、これは成り立たないわけですよ、船舶は。だから、そこはですね、今、同僚議員が言ったように、ちゃんとしたスケジュール的なものをつくりまして、やってもらいたい。また、大変失礼ですけども、この運航管理者はいるんですか、いないんですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

運航管理者はしまして、船の欠航をする、しないは運航管理者と船長と那覇市長の3名で、たまに電話がかかってきて島の波はどうかということで、そういうもろもろで検討し、欠航するか。時期によっては、いろいろ風向きによって港の入り口に東風の場合、阿嘉のほうはかなり波が入ってきますので、そういったもろもろがあって、考慮してそういう予定をしております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

とにかく船の出し入れにおきましてはですね、今、船舶のほうでは委員会というのをつくっているようでございますので、こういったものも進めて、どうしても人を多く運ぶ方法をちゃんとやってもらいたいと思います。

では、歳入のほうの質問をしたいと思います。事業収入でございますけれども、314万円の未済額が生じております。それにおきましては貨物とか、そういうのがあるんですけども、それは何件ぐらいのものか。一番大きいところで何百万円なのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。この314万1,000円、これはほとんど貨物の料金が占めています。その中の94万円が車ということで、一番多いところで100万円余りの滞納です。平成22年度だけで。これは大体大口だけ拾っているもので、件数としては座間味が6件、阿佐が4件、阿真が4件、阿嘉が7件となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

はい、よくわかりました。これにつきましても、この徴収に力を入れてもらいたいと、このように思い

ます。

最後でございますが16ページでございますが、こちらのほうでも共済費が100万円余っているわけですね。この船舶の給料係は中にいるんですか、ちょっとお聞きしたい。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

はい、担当がお一人います。いますけど、ほとんど給与関係の計算は総務課のほうで。うちの担当としては、総務課が担任制度みたいなもので、ダムとかいろいろかけ持ちしているものですから、給与丸々の担当ではなくて、ただ担当は1人ということです。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

わかりました。例えば職員手当、給料、共済費、旅費等が余計に余るというのは、非常に見ても余りよくないんですね、これは当たり前ものですから。支払わないといけない。だから、こういったものはよく気をつけないといけません。毎年同じことをやっていますね。だから、今回はこういったことにおきましても、ちゃんとした計上をやってもらいたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成22年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第5号 平成22年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第12. 認定第6号 平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

先ほどは失礼しました。数字を追っているうちに、一般から急に特別に飛んでしましまして、大変失礼しました。簡易水道の9ページなんですけど、水道施設費ですね。その水道施設のほうで補正予算額が227万補正額が組まれているんですけど、その金額よりも不用額がかなり多くなりまして、これは683万8,582円ですか、これだけの大きい金額に不用額がふえているんですけど、この内容をちょっとお聞きしたいんですけど、担当課長、よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）
暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）
再開いたします。
野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）
ただいまの御質問にお答えします。その227万円の内訳、座間味浄水場の活性炭の取りかえと、修繕費ですね。修繕費が37万円、活性炭が190万円、合計227万円というふうになっています。この活性炭に対しては繰越しをもって繰越しと。今年はろ過器が完成しております。取り付けも終わっています。

○ 議長（中村秀克）
5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）
227万円の補正を組んでですね、内容的には聞いてわかるんですが、この補正が…。

○ 議長（中村秀克）
暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）
再開いたします。
野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）
ただいまの質問にお答えします。この551万2,000円の剰余金ですけれども、これは当初予算で海淡を設置するというので、2月の中旬でしたか、ダムが70%回復しましたので、海淡も取りやめて、その電気料は当初からの予算に組んでいましたので、これはもう使用しないということで500万円余りというのはその理由です。

○ 議長（中村秀克）
5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）
わかりました。この海淡の件についていろいろ、このようにしよう、しようとしたんだけど、これを執行できなかったということでの551万2,522円ということですね。それで合計しますと、不用額もこれだけの金額になったということですよ。わかりました。それに対しては以上で終わりたいと思います。

続けてよろしいですか。11ページ。これも続けます。簡易水道の11ページですが、公債費がですね、これも補正予算額が3,000万円余り組まれていまして、不用額が546万3,839円。この金額も大きいんですが、500万円余りあるんですけど、この不用額も何ででしょうか。その辺の中身の内容をわかりやすいように、すみませんが説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）
暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

3, 100万円ですね。3, 100万円の補正はですね、一般会計から剰余金を持ってきて繰上償還する。私どもは財政健全化団体ですので、早く返したいという。25. 3%の公債比率に早く持っていきたい。25%を切りたいために繰上償還をしています。そうすると約定の利子が高いものですから、公庫の。その分が不用と、主にですね。約定が減りますので、期間を早く繰り上げします。その分だと思えます。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

完璧にはまだ納得していませんが、何となくわかりました。よろしいです。余りにも不用額の金額が500万円以上もあるものですから、それに対して一応聞いたわけでございます。後でこの辺は詳しく。私も思いきり勉強していきたいと思えますので、ひとつよろしくお願ひします。簡易水道に関しては以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

6ページをお願いしたいと思います。簡易水道の営業収益でございますが、予算額が3, 629万2, 000円余りでございますが、ここにおいて収入未済額が1, 385万6, 000円余りで、約38%を占めているわけです。このあれは何件でそうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

お答えします。今年度、平成22年度の未済額が45万円程度だったと思うんですよ。これは平成10年から平成22年末までの未収入で1, 300万円。件数につきましては、後で報告したいと思います。今、手元に持っていないものですから、件数に関しては後で報告したいと思います。よろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これはね、何年から何年までではなくて、計上された以上は何年でもいいんですよ。何十年こう来ても。いいんですけども、これにつきまして、これは今みたいに水道事業は何年でも一般財源を入れていますよね。こうなってきた場合には、だんだん厳しくなってくるんですよ。だから、その徴収の努力をやってもらいたい。そこなんですよ、一番大きなものは。何十年は平成12年から今までですよと言っても、こちらとは関係ないわけですから、予算に上がってきているんだから、これをどのようにして徴収して自己財源をつくるかというのが水道では、一般会計は今、非常に厳しい一般会計から繰り入れするというのは、船舶においても、どこにおいても同じなんですよ。だから、そこは皆さん方に努力してもらわないと、いつまでもこの健全化にはならないと思うんですよ。だから、そういうところに気をつけて頑張ってください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第6号 平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第13. 認定第7号 平成22年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成22年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第7号 平成22年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第14. 認定第8号 平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号 平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第8号 平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第15. 認定第9号 平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。5番 金城弘昭議員。

○ 5番(金城弘昭議員)

9ページですか。これも全く同じようなことになりまして聞くんですが、維持管理費の中で補正予算額が39万4,000円組まれていまして、不用額が44万9,323円ということで、補正予算額よりも不用額がふえているんですが、内容的にちょっとお聞かせ願えたら、お願いします。

○ 議長(中村秀克)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

これは慶留間区の3月の議会で補正したんですけど、基盤等警報器が使用不能になって、予算は組んだんですけど、基盤等の追加ができたものですから、翌年度にその予算を回して、今年で完了している。それで、この34万円を補正したんだけど、不用額が発生したのはそのせいであります。

○ 議長(中村秀克)

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第9号 平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第9号 平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 (午後4時52分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 里 清之助

署名議員 宮 里 祐 司